

平成26年度 沖縄県外部評価委員会議報告書

	ページ
1 会議結果報告（森委員長報告）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
沖縄県立看護大学外部評価委員会の講師定数に関する意見・・・・・・・・	6
2 議事録	
(午前の部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
①基準1から4についての大学説明・・・・・・・・	9
②基準1から4についての質疑・意見等・・・・・・・・	11
③地域選抜、特別選抜、アドミッションポリシーについて・・・・・・・・	11
④教員の定数について・・・・・・・・	19
⑤基準5の大学説明・・・・・・・・	25
⑥基準5についての質疑・意見等・・・・・・・・	27
⑦島嶼保健看護について・・・・・・・・	29
⑧実習について・・・・・・・・	32
⑨教養科目について・・・・・・・・	34
(午後の部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
①基準6、7、8、10、FDについての大学説明・・・・・・・・	41
②事務職員について・・・・・・・・	44
③図書館について・・・・・・・・	49
④教員研究費について・・・・・・・・	52
⑤ハラスメントについて・・・・・・・・	57
⑥学生支援（奨学金など）について・・・・・・・・	51
⑦選択評価Aについて・・・・・・・・	65
⑧選択科目Bについて・・・・・・・・	75
⑨中期目標について・・・・・・・・	81

平成26年度 沖縄県外部評価委員会 会議結果報告（森委員長報告）

平成26年10月21日（火）午後3時20分～4時

今日は、事務局長さんのご司会の下に、外部評価委員会の辞令をいただきまして、朝から今まで議論してまいりました。内容は、皆さまがご尽力の下にお作りになりました、去年の6月30日に大学評価・学位授与機構に提出されました自己評価書、それから、選択評価の自己評価書、この認証評価の自己評価書と、選択評価の自己評価書を、大学評価・学位授与機構が9カ月ほどにわたって調査・検討されまして、今年の3月に、大学評価・学位授与機構の機関別認証評価と、機関別選択評価の評価結果を出されました。

私どもは、皆さまがお作りになりました自己評価書二つと、それから、大学評価・学位授与機構の評価結果二つを読ませていただきまして、それについて、朝から、比較的自由に気が付いたところについて議論してまいりました。まだ議論したばかりでありまして、皆さま方に、明確に全て整ったかたちでのご報告をすることはできません。それにつきましては、事務局のほうで、今日の録音を基にある程度整理していただきまして、

また、より整ったものをお目にかけることができますと思います。で、私のほうで主な論点を幾つかご紹介いたしまして、ご報告に代えたいと思います。

第一は、基準の3がございまして、それは、教育および教育支援者という項目であります。で、教育活動を展開するために、教員や教員支援者がどのような活動をしているかということではありますが、その中で、実は、大学評価・学位授与機構のほうから、この沖縄県立看護大学では、講師の定数が定められております。相当多数定められているわけではありますが、そのことは、学校教育法第92条の指針に照らして適切ではないという指摘を受けております。

それは、学校教育法第92条では、教員の種類として、教授、准教授、助教、助手というものを定めているわけでありまして、講師について、特に言及しているわけではありません。学校教育法の趣旨では、あくまでも教授、准教授、助教、助手が基本でございまして、そういうことを踏まえて、大学評価・学位授与機構から、そういう評価がありました。それについて、私たち外部評価委員会で、種々検討いたしまして、おおつかみに言って、大学評価・学位授与機構の指摘というのは当たっている。しかし、外部評価委員会としては、ある程度、幾つかの検討すべき点を付け加えまして、まとまって、今日、自分たちの見解として整理いたしました。それについては、一番後で、文章を読み上げてご報告申し上げます。これが基準3についてです。

次に、基準4についてですが、これについては、この学生の受け入れという項目でありまして、その項目の第一は、入学者受け入れ方針、アドミッションポリシーが明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受け入れが実施されているかどうかということ問う、そこから出発する入学者受け入れの基準でございまして、その中で、今日議論

になりましたのは、皆さまの大学で募集されている中に、特別選抜の中に、地域推薦および社会人特別選抜というのがございます。その選抜について意見を交換いたしまして、今、社会人特別選抜による受験者、入学者がかなり減ってきているということについても、あらためてその理由とか背景について議論いたしました。

ただ、結論といたしまして、外部評価委員会としては、地域推薦も、それから社会人特別選抜も、非常に重要な制度であり、沖縄県における人材を養成していく、沖縄県立看護大学の目標に沿ったとても大事な特別選抜であるので、そのことをあらためて認識して、今後も引き続き、地域と社会人から積極的に看護・保健に携わる人材が出てくるように努力していただきたいという点では、意見が一致いたしました。

ただ、ここで大事なのは、いわゆる入学者受け入れ方針というのは、皆さまもご存じのように、全部で6箇条からなっております。人の生命と健康に関心を持ち、看護職者として社会に貢献したいという意欲を持つ方、あるいは、幅広く学問を学ぶ能力を持ち、主体的に学習をしたいと思う方、離島・過疎地域医療を含めた沖縄の看護に関心を持つ方、あるいは、異なる文化に関心を持ち、国際的な視野で看護を学ぶ意欲を持った方、本学の教育方針に従い、規則を順守し、学業に専念できる方等がでございます。

当然、こうした入学者受け入れ方針のこういう人材が欲しいという考え方は、地域推薦の人にも、社会人特別選抜の人にも当てはまるわけであって、大学評価・学位授与機構のほうでは、一応切り離して議論してますけど、外部評価委員会としては、そういう今のような入学者受け入れ方針を、地域推薦の方を選ぶときにも、社会人特別選抜の方を選ぶときにも、やっぱり順守して、いい人を選んでほしい。理想主義的というふうにおっしゃるかもしれませんが、そのことが、将来の沖縄県立看護大学や沖縄県のためになると考えて、そういうことにしてほしいということを申し上げました。

それから、その次は、とても大きな問題ですが、基準5というのがありまして、これは、いわゆる教育の理念とか方法とか内容について、いろいろ沖縄県立看護大学がなさっていることについて検討する基準です。で、その中で、大きくは、もう沖縄県立看護大学のなさっていることについては、もちろん異論はないし、評価機構も認めてるわけですが、例えば、その中に、教養科目には、知性と態度を養うための科目として、自然科学、社会科学、人文科学、リテラシーに関する科目を配置し、沖縄の文化と生活、日本語表現法、環境学等、地域の文化と生活や環境への理解、コミュニケーション能力の育成等、人間を理解し、人間関係を築く上で重要な科目を含んでいるということ、皆さん、この大学自身がおっしゃっているわけですが、その教養科目というのは、本当に沖縄の自然環境や、あるいは文化的な伝統を考えた場合、非常に重要な科目であって、そのことがあらゆる教育活動にも密接に関連してくるっていうふうなことから、この教養科目の沖縄の生活と文化等については、今後も非常に大切なかたちで育ててほしい。現在も非常に見識のある非常勤講師の方3名を招いて授業を進めておられるわけですが

れども、今後も、専任の方の採用も含めて、この科目を中心に教養科目を大切にしてい
ただきたいということを申し上げました。

それから、次の基準に移ってまいります。若干、順不同になるところがあるかもしれ
ません。お許してください。次は、基準6、学習の成果、それから、基準7のほうは、
施設・設備および学生支援、基準8は、教育の内部質保証システム、それから、基準9
は、財務基盤および管理運営、基準10は、教育情報等の公開と多岐にわたっておりま
す。

そういう中で幾つか出た論点をご紹介しますと、後のほうの管理運営に係ると
ころでありますけれども、本学には、事務職員は、沖縄県からの派遣される職員の方が
これに従事されてきて、大体2年ほどすれば、また、沖縄県庁、その他の部署に移され
ることになっております。3年の方もございますが、そうした大体枠組みがありますが、
そういう方々が、教員や学生の教育や研究活動にとって、掛け替えのない支援活動をな
さってくださっているわけですが、やはり2年あるいは3年という枠を超えまし
て、より長い期間、本学に勤務していただき、教員や学生、院生の方々と協力し、あ
るいは職員同士も相互に緻密に連関を取って、落ち着いて仕事をしていただくことが必
要なのではないか。いろいろな科目にわたります。いろいろな基準にわたって、事
務職員の方が、もう少し大学にいて、一緒に活動していただければいいのということに
関わる記述がかなりございまして、そういうふうを考えました。それが第4番目ござ
います。

それから、第5番目は、これはなかなか難しい問題ですけれども、研究費にも関わり、
あるいは教育活動の前提にもなりといたします予算の問題です。これについては、私ど
もは、今回、皆さま方の報告書を見せていただきまして、1年の予算の執行残というの
がかなりあることがわかりました。大体、平成20年度ですと600万円台、それから、
21年度506万円台、22年度660万円台、23年度650万円台、24年度は883万円ござ
います。大体、20年度からパーセントにしますと、25.5%、それから、23.5%、27.7%、
28.5%、34.8%にわたっております。

これは、やむを得ない事情によるものでありまして、なかなか一般の研究する費用か
ら旅費へ振り替えたり、その逆にしたり、いろいろな点で、年に2~3回、計画を出し、
その計画通りに作っていくとか、あるいは、計画漏れで使い切れなかった分につきまし
ては、ほかの先生と交流して、相互に有益・有効に使うとか、そういうことはなかなか
難しいし、事務のほうでも大変苦勞されているところではありますが、ただ、これだけの
やはり執行残が毎年出ているっていうことは、やはり研究費が非常に乏しい現状におい
て遺憾なことでありまして、これにつきましては、外部評価委員会としては、先生方の
ほうで、ぜひさらに工夫を積み、また、事務の方々とも丁寧に話し合われて、こうし
た執行残ができるだけ出ないように、そして、研究費用を有効に使っていただくよう

にお願いしたいというふうに考えました。そのことを、一つ大切なこととして申し上げた次第であります。

それから、先ほども申し上げた問題、今申し上げたことに関わるんですけども、やはりこの大学の場合、教育研究を進めておられる教員の方々と、それを支えておられる事務職員の方々、それから、さらに、いわばこの大学を設置し、それを通して、沖縄県民の健康や福祉の向上に努めようとしている沖縄県庁との関係でございますが、こうした大学と本学の事務職員を含む、そして沖縄県庁を含む事務体制との関連につきまして、今さっき述べました執行残の問題もその一つでありますけれども、さまざまな問題がございます。そういう点について、大学の学長先生を中心とする執行部をはじめとして、ぜひ、よりよい関係を築いていただきたい。

大変きれいな言葉で言うわけで、そう簡単にはいかないと思えますけれども、ここにいる委員の多くは、大学の教員として、あるいは看護教員のリーダーとして、それぞれ事務体制との関連については、長年それなりの苦労を積んできた人間でございまして、そういう目から見ますと、本学における教育研究と事務体制との関係は、さらによいもの、より緊密なものにしていだけないかということ、あらためて考えた次第であります。

それから、たくさん議論した問題がございますが、最後にハラスメントの問題がございます。このハラスメントの問題というのは、実は、学生に対する最近の調査の中で、自己評価書に書いてありましたのでは、70%の学生諸君が、本学のハラスメントに対する処理の態勢に満足しているということです。ところが、これに対しまして、大学評価・学位授与機構の評価書を見ますと、30%が不満足であるというふうに、いわば読み取りまして、そのことはやはり重視すべき問題ではないかというふうに言ってきております。

実際に私も、長年勤務しておりました国立大学や、学長として勤務をしておりました県立大学で、ハラスメントの問題は、幾つか体験してまいりました。

それから、この大学でも、平成18年の大学評価・学位授与機構の認証評価のときに委員として参りましたので、そのときに直接学生さんとの話し合いの中で、ある学生が、あなたは、男子学生ですが、看護師には向いてないということを先生から面と向かって言われて、非常に強い衝撃を受けたということを言っておりました。

そのこと一つにしても、何が真実で何が問題かということを見抜くことは難しいわけではありますが、それから、また、70%が満足してたから、30%が不満足っていう、大学評価・学位授与機構のコメントも若干荒っぽいところがあるように思うんですけども、ハラスメントの問題っていうのは、非常に難しい、パワハラにしても、セクハラにしても、問題をはらんでおりますので、それについては、どうか先生方のほうで、さらにそれを、特に学生や院生の方々の受けるハラスメントをどう受け止めるかっていうことを、さらに熱心に、また緻密にお考えいただきたいというふうにこう思っております。

最後になりますが、さっき申し上げました講師の人数につきまして、委員会として、

若干文章も含めて、ほぼ一致した見解をまとめましたので、それを申し上げて報告の終わりにしたいと思います。あ、もう一つ言わなきゃ、ごめんなさい。

実は、今回の自己評価書っていうのは、私も、長年、機関別認証評価にも従事してきましたけれども、非常によくできております。よくできてるっていう意味は、内容が非常に明晰（めいせき）でわかりやすい。それから、根拠も明確に示してあるというものであります。そして、こういう小さい大学の中で、非常に難しかったと思うんですが、研究についての評価も受ける、それから、地域貢献についても評価を受けるという点で、画期的な努力をなさったというふうに思っております。

ただ、その研究のところで見ますと、どうしても不思議に思うのは、科学研究費の申請率が非常に低いということ。結果として、採択されるか、採択されないかっていうことも非常に大事なんですが、やはり、日本で今一番、学問的に平等なレベルで、高いレベルで評価してくれる自由競争による獲得資金ですので、この科学研究費の申請っていうのは、全ての教員の方が申請していただきたい。申請率 100%にしていきたいと思いますと思っております、そうしたことが、今回、研究の問題としては一番大きいかなということをおもってみんなで考えた次第であります。

で、大変失礼いたしました。最後に、さっき言った問題に戻ります。沖縄県が定めた組織定数台帳では、教授 10 人、准教授 5、講師 10 人、助教 8、助手 8 と、それぞれの定数が定められている。講師は、例外的な職種となっていることは私たちもよく理解している。しかしながら、学校教育法 92 条には、教授、准教授、助教、助手の職種が置かれているだけでありまして、講師という職は置かれていない。従って、学校教育法 92 条に則してみると、講師職が 10 人というのは非常に多いというふうに思われます。

この意味で、大学評価・学位授与機構が機関別認証評価において、学校教育に基づいた改善を要する点として、講師定数のこの数は適切ではないということはよく理解できる。准教授 5 に対して、講師 10 人という、上級職種の過少に基づく偏りというのは、在職者のモチベーションを失わせ、外部の有意な人材の採用を阻むなど、大学の教員人数の適切な運用を妨げるものである。本外部評価委員会は、その早急な改善を強く要求するものである。

こういう点を、私どもは、おおよそのポリシーを含めて一致しましたので、私どもはこのように考えまして、それを何らかのかたちで表明したいと思っております。以上、大変乱雑でございましたが、ご報告に代えます。ありがとうございました。

ありがとうございます。もし、外部委員の方でご発言がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしゅうございますか。それでは、大変お待たせして、ちょっと時間も超過いたしました。これをもってご報告を終わります。ありがとうございました。

沖縄県立看護大学外部評価委員会の講師定数に関する意見

沖縄県が定めた組織・定数台帳では、沖縄県立看護大学では、教授12、准教授5、講師12、助教8、助手8とそれぞれの定数が定められている。しかし、学校教育法第92条には、「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない」とあり、講師は、例外的な職種とされている。学校教育法109条の定める認証評価機関である大学評価学位授与機構の平成25年度認証評価において、沖縄県立看護大学の定数が不適切であるとして改善を求められた通りである。

上級職種である准教授がわずか5であるのに対し、講師が12であるという偏りは、在職者のモチベーションを喪わせ、外部の有為な人材の採用を阻むなど、大学の教員人事の適切な運用を妨げるものであり、本外部評価委員会は、沖縄県に対し、上記教員定数の早急な改善を強く要求するものである。

平成26年10月21日

沖縄県立看護大学外部評価委員会

平成26年度 第1回 沖縄県立看護大学外部評価委員会 議事録

○平成26年10月21日(火) 会議

10時00分～12時00分

13時00分～15時00分 場所 大会議室

講評

15時20分～16:00分 場所: 教授会室

○外部評価委員会委員 : 森 正夫委員、石垣 和子委員、仲地博委員、
奥平 登美子委員、平良 健康委員

欠席 : 名城 政一郎 委員

○沖縄県立看護大学

全学自己点検・評価検討委員: 前田 和子学長、嘉手苺 英子学部長、大湾学生部長、
神里附属図書館長 金城 芳秀教授 宮城恵子教授 新城事務局長
事務局: 宮城参事、森山総務課長、大城学務課長、玉城哉子

○配付資料: 資料1 大学機関別認証評価自己評価書

資料2 平成25年度実施大学機関別認証評価結果

資料3 大学機関別選択評価自己評価書

資料4 平成25年度実施大学機関別選択評価結果

資料5 平成25年度各委員会専門部会の最終報告書

その他資料: 中期目標中期計画案、年次別業務実績報告書案

1. 外部評価委員会委員への委嘱状交付及び委員長・副委員長の指名
 - ・学長より、外部評価委員会委員に委嘱状の交付を行った。
 - ・沖縄県立看護大学外部評価委員会規程第4条の規定により、学長が森委員を委員長に指名し、森委員長は石垣委員を副委員長に指名した。
2. 外部評価委員会委員自己紹介及び大学関係者自己紹介
 - ・外部評価委員及び大学関係者の自己紹介を行った。

【議事】

委員長: よろしくお願いたします。今年度のこの外部評価委員会に与えられました任務は、私どものところに、先日、沖縄県立看護大学から送られてまいりました、平成25年度の大学機関別認証評価をこの大学がお受けになった、その評価結果が出ております。同時に、選択評価についても受けておられまして、その報告書も出ております。

さらに、その前提になりました自己評価書が出ております。機関別等の基準ごとの認証評価と選択評価の自己評価書が出ております。これらの評価報告書は何に対してな

されたのかと申しますと、平成24年度までの活動を前提にいたしまして、平成25年の6月30日に、沖縄県立看護大学が、大学評価・学位授与機構に提出されました自己評価書を基になされた認証評価の結果でございます。

従って、活動の直接の対象は、平成24年度と、それから、25年に入って、6月30日に、この基になる自己評価書を出されたその辺りまでが対象になっております。従って、平成25年度実施とのタイトルになっておりますけれども、25年のことは、6月までは部分的に入っているかもしれませんが、それ以降は入っておりません。従って、ある意味では、1年前のものということになります。

しかし、この評価結果が出ましたのは、25年度の最後の月である平成26年3月ですので、ごく最近に出たと言うこともできます。で、とても大事なものは、それは、沖縄県立看護大学のご努力に対して出た評価結果であります。同時に、国民全てに対してインターネットを通して発表された評価結果だということです。

それで、本日は、非常に時間が少ない中で、まず、この機関別認証評価結果というのは、大学評価・学位授与機構の10の基準ごとになされておりますが、午前中に、その第1から第5までの基準の評価結果のところにつきまして、大学のほうから簡単なお説明をいただき、われわれのほうで気付いたところをいろいろと話し合っていたきたいと思います。

そして、昼休みを挟みまして、午後に、基準の6から基準の10までと、それから、選択評価である研究と地域貢献の評価結果についていろいろご議論いただき、さらに、この評価結果の一番初めに、認証評価全体の優れた点、主な改善を要する点が掲げられておりますので、それを含めて、全体について総括的なことをご議論いただきたいと思います。

そして、それが終わりましたから、この表紙にありますように、直接は、15時から16時ということで、何も書かれてはいないのですが、大学のほうの希望がございまして、沖縄県立看護大学の平成26年度から32年度までの6年間の中期目標について、今ご議論になっておりますので、それについてご報告があります。

それから、抜けておりましたが、年次別業務実績報告書、25年度のご活動についての整理もなされておりますので、それについても、それの前にお話ししたいと思います。

大体そういう感じで、要するに、まず、皆さんが一生懸命お読みいただいたであろう評価結果と、それから、その前提となっている自己評価書について、午前、午後に分けてお話しいただくことから始めたいと思いますので、そういうことでよいでしょうか。

それでは、恐縮でございますが、まず、認証評価の選択でない基準に基づく評価のところについて、大学のほうからご説明をまずいただきたいと思います。ポイントだけ、1から4ですが。

大学：はい、それではご報告申し上げます。機関別認証評価の自己評価書、ちょっと厚めの冊子をご覧ください。機関別認証評価は、基準 10 までございまして、4 ページから基準 1 の内容がございます。

基準 1 は、大学の目的です。で、大学の目的につきましては、大学の使命、目的を挙げて評価をしておりますけれども、本学の使命を、こちらの 4 ページの中ほどに書いてありますように、沖縄の地理・歴史・文化、看護を取り巻く今日的状況および社会的要請うんぬんというふうなことで規定をしております、学則を含め、ホームページ等に掲載をしておるということで、自己評価としましては、目的に適合していると判断いたしました。

この機関別認証評価は、学部と同時に、大学院も一緒に必要なところを評価しておりますので、学部と大学院も、それぞれ基準のところでご報告したいと思います。学部については、基準 1 について適合をしているとの判断です。それから、大学院については、大学院につきましても、5 ページにありますように、建学の理念にのっとり規定をしているということでございます。

委員長：われわれのほうは評価結果から読んでますから、先生のページと必ずしも合わないかもしれません。

大学：じゃあ、資料の 2 の薄いほうをご覧ください。

細かな説明を飛ばします。評価報告書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。基準 1 および基準 2 については、規定を満たしているということです。

それから、次のページをご覧ください。こちらは、別科を設置しておりますので、別科の設置についても同様です。それから、基準 3、10 ページをご覧ください。基準 3 は、教員および教育支援者についての評価です。この中で、10 ページの 3-1-①をご覧ください。「教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか」というところです。こちらで、学士課程につきましては、4 行のほうに、教授、准教授、講師、助教、助手の定数が定められていることについて述べておりますけれども、准教授の数が不足をしており、講師の定数が定められていることについては、大学としましては、学校教育法 92 条の趣旨に照らして、適切ではないと自己評価をしております。

それから、次の 3-1-②のところですが、学士課程において、その配置に関しまして、11 ページの右上のほうの枠の一番下のほうですが、専任の教授、准教授または講師を配置している。必要な科目については配置していると述べておりますけれども、先ほどの講師の定数が定められている点について関連をしまして、課題だということが後のほうで述べております。

それから、次の3-1-③、大学院の教員の確保につきましては、この時点で、特任教授2名を含めて確保されているという状況です。

それから、次の3-1-④、目的に照らして、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているかということについては、状況を述べておりますけど、一番下のほうに、平成25年4月から大学と沖縄県病院事業局間との人事交流の仕組みをつくり、教育経験のある病院の主任、看護主任を、出向というかたちで別科講師として迎えております。これは、この活動をより活性化するものとして位置付けております。

次をご覧ください。それで、この基準3の教員および教育支援者については、13ページの改善を要する点として挙げてありますのは、講師の定数が定められていることは、学校教育法第92条の趣旨に照らして、適切でないと評価をしております。

それから、次をご覧ください。14ページ、15ページです。基準4です。学生の受け入れについて。基準4-1-①、アドミッションポリシーが明確に定められているかということについてですが、これは、5項目挙げておまして、大学の理念から下ろしてきておまして、アドミッションポリシーを提示しております。

そして、次の入学者受け入れ方針に沿って適切な学生の受け入れ方法が採択されているかということについては、本学では、選抜試験と一般試験を採用しております。特別選抜を定員の25%採っておりますが、この受け入れ方法については、その方針に沿って行っていると評価をしております。

ただし、14ページの下の方にありますように、特別選抜を、高校推薦の一般推薦、地域推薦、社会人特別選抜ということで、合計20名に人数を決めておまして、その中での採用ということになっております。

それから、次、15ページの4-1-③ですが、入学者選抜の実施体制の公正さについてです。選抜につきまして、現在、学部の入試については、作問については、ワーキンググループを組織して作成して、採点を2名の複数態勢を取ることによって、公正を保つようにしているということです。

それから、面接については、どの試験にもありますが、ばらつきをなくすということで、採点基準を作成をして、説明会を行い、できるだけそのばらつきを小さくするという取り組みをしております。

大学院の入学者選抜についても、実施要領を作成しまして、それに沿って行っているということです。入学試験作問についても、委嘱を受けて作問するという取り組みを行っております。

委員長：そしたら、4までのところで。

大学：もう一点、よろしいですか。

委員長：結構です。はい。

大学：16 ページの入試の検証についてのところです。入学者選抜ですけれども、特別選抜の3種類のうち、22年度に調査をしましたら、地域推薦、社会人推薦の学生が入学後に課題が多いということがわかりまして、平成23年度の入学者受け入れ方針の見直しをしまして、改善をしたところです。以上です。

委員長：急がしてすみません、どうも。それで、先生方お気付きのように、自己評価書のほうには、非常にしっかりとデータが表に整理されたかたちで挙がっております。

一方、大学評価・学位授与機構の評価結果の文章は、実は、機構の方針で、自己評価書の中で生かし得る文章は、いい意味で、コピー・アンド・ペーストで生かしていくということですので、大学のお考えは十分反映されるようになっておりますが、ここでは、表等については出ておりません。それにつきましては、お読みになるときご参照になったと思いますけれども、必要があれば表についてもご言及いただいて結構です。

それでは、1から4のところで、委員の先生方、どうかお読みになりまして、お気付きになりました点を率直にご指摘いただきたい。その場合には、恐らくこの評価書の書き方とか、全体から受けた感じについても、恐らく印象を持たれていると思いますので、そういう点についても、ご遠慮なくお話しいただいて結構であります。

じゃあ、恐縮でございますが、どちらからでも、基準1、基準2、基準3、基準4につきまして、ひとつお気付きになったところがございますたら、よい点も悪い点も、今後の展開を期待する点も、どうか遠慮なくお話しいただければいいと思います。どうぞ。どうぞ。順不動で結構です。

委員B：一番最後にご説明のありました、社会人選抜、それから、地域推薦の両方を合わせて特別選抜で、最初、大変結構なことと思いましたが、自己評価書の表を見ると、地域推薦と社会人特別選抜は、だんだん、減少しているようなことですが、その原因は、基礎的学習能力が身に付いていないということなんではないでしょうか。

大学：個人差があると思いますけれども、特に社会人入学選抜で入学してきているここ数年の学生は、大学を卒業して、二つ目の大学として入学をしている学生が多くあります。その学生につきましては、基礎的な学力というような問題はありません。

ここで、入学制度のところで入学候補の改善を行ったといいますのは、地域推薦および社会人特別推薦の、高校を卒業してかなり長い期間を経て受験をする場合に、試験科目が、いわゆる一般的な学力を問う試験がなかったものですから、入学をした後、苦勞をすると、そして、留年をしたりということがありましたので、入学試験で基礎的学力を問うような問題を小論文の中に組み込むというようなかたちで改善したことと、それか

ら、面接の中で基礎的学力を身に付ける取り組みをしてるかということのを何うというふうに、面接の項目自体を改善したという。

委員B：そのとき、具体的に不足しているのは、どういう力でしょうか。それは、語学なのか、物理なのか、化学なのか、数学なのか。

大学：そういう基本的な科目ではわからないのですが、例えば、考えていく力とか、それから、社会人の場合には、結構年数もたちますので、記憶をしながら学んでいかないといけないような科目について、時間がかかるっていう。で、そのかかる分の時間を当てずに、例えば、基本的な科目一つ一つというよりも、記憶をしたり、考えたりというようなことと、それから、自分の考えを柔軟に変えていきながら、ほかの人の意見を取り入れるというような授業の中ですごく難しさを感じて。

委員B：基礎的学習能力が身に付いていないという特徴で、そういう、英語とか、物理とかという話かなと思いましたが、そういうことではなくて、もっと基礎的なという感じなのですね。それ以前の。

大学：そうですね。基本的なことを、総合して使っていくという状況を考えています。

委員B：こういう特別選抜、地域推薦や社会人特別選抜で入学した学生が、卒業後にそういう能力の不足をしていることによって、看護師としての職務を十分に果たせないという印象があるんでしょうかね。

大学：いいえ、看護大学の場合には、卒業して、看護者として仕事をする間に、かなりバリアがあって、ただ、国家試験がありますので、国家試験をクリアしないと資格を得られませんので、それで学力が不足をして、仕事に支障があるというふうな状況ではございません。卒業するまでの間に、留年をして、単位を重ねて取ったりとかたちで、国試を受けて合格をしたら、その時点では、仕事が困難ということにはならない。

委員B：地域推薦や社会人特別選抜により入学した学生は、国家試験の合格率が低いってことでしょうか。

学長：ちょっと補足をさせていただきたいのですが、この根拠になったのは、ある調査をやりました。前期試験、後期試験、それから、特別選抜の中でも、地域推薦、社会人でも入ってきた人と、それから、高校推薦で入ってきた人別に分けて、単位を落としたことがあるとか、進級できなかった、休学した、留学した、退学したという人をひとまとめ

にして、どれくらい、それから、国家試験に落ちたそうですけれど、どれくらいあったかっていうと、地域推薦と社会人のグループが、6割ぐらいの人がどれかに引っ掛かっている。それ以外の人は、3割、2割が上がったということがあって、今、学部長が言いました、受験を、あと、国家試験を受けて合格した後の、合格すればいいんですけど、それだけに非常にほかの人よりも時間がかかる。留年をしたり、進級判定に引っ掛かって、何年もそこで足踏みするとか、そういうことがあって、長いことかかるということですね。

だから、多くの受験生の中で、もっとうちの学生にふさわしい人がもっとほかにいるんじゃないかということで、特に地域推薦に関しましては、入学当初、その特別枠をして入れた人たちが、2名退学してしまった、ついていけなくて退学してしまったことがありまして、そのような体制を検討していると、特別推薦の在り方について。

委員B：何か、地域推薦とか、社会人特別選抜という制度の趣旨は大変結構だなと思うものですから、特に、私自身が年老いてしまって、能力の衰えを実感して、しかしな学長をやれというのは、能力の衰えをカバーする何かがあるから学長をやれと言っているのだらうと思うのですね、その社会人推薦や地域推薦の人たちが、大学に入ってから理由でその入り口を狭められるというのは、制度の趣旨から、もっと制度の趣旨を生かすような努力があつていいのではないかなと、そんなふうに思います。現実には表を見ても、24年は1人ですか、社会人の特別選抜を合わせて、ちょっと寂しいなというのが正直な考えです。以上です。

委員長：ありがとうございます。ここの項目で、大学評価・学位授与機構が聞いているのは、まさに今ご指摘のあったようなことが、例えば、社会人選抜とか地域推薦とかで起こっているかどうかを検証するための取り組みが行われているかどうかを聞いたわけで、それに対して検証する取り組みをこの大学はやっていて、問題が明らかになってきたので、そういう検証する取り組みをやっていることはいいということで、この観点は満たされているというふうに評価しているわけです。

しかし、問題そのものとしては、今のご指摘で明らかになったような、平成25年度の場合は、社会人特別選抜では1というふうな状態ですので、この、いわば、機構側のこの観点のように、ちゃんと検証してるよ、いいよというふうに言ったのとは別に、やはり社会人選抜とか地域推薦の学生を、どのようにいわば選抜し、どのように育てるかという点では、大きな問題があるんじゃないかというご指摘だと思います。ありがとうございました。

委員C：それに関連して。

委員長：どうぞ。

委員C：先ほどのアドミッションポリシーですけれども、これは、きちんと入試に当てはめていて、このアドミッションポリシーだというふうにおっしゃっておられたので、基本はそうなんだろうなとは思いますが、この地域枠とか、それから、社会人の趣旨を、これを持ってる趣旨がこの中に盛り込まれているのかどうなのか。それで、それに見合った試験になっていて、それから、見合ったカリキュラムになっているのかってというような辺りは、どこも苦労しているところだと思いますが、わが大学でも苦労しているのですけれども、その辺のところの何かお考えがありましたら、しっかりと検証してるということは森委員長のおっしゃった通りで、なされていることはよくわかって、素晴らしいなと思って読ませていただいたんですけど、じゃあ、どうするかっていう辺りについて、何かお考えがありましたら伺いたいんですけど。

H：社会人入学の理念っていいですか、その導入した理念っていうか、ということは、この大学の設置の目的に見合うものだというふうに考えています。ただ、問題は、特別推薦は20名の枠がありますが、高校推薦、それから社会人推薦、それから地域推薦を含めて20名ですので、ほかの一緒に受験をした、例えば高校推薦の学生に、比較的成績のいい学生を推薦してきますが、その比率が大きくなりますと、相対的に、地域推薦で入学した人は同じ試験の枠で採りますので、1名のみというようなことになってしまいます。ですから、地域推薦としての枠をつくってほしいとの要望が地域のほうからもあります。

それと、もう一つは、卒業をしましたが、国家試験を受けて社会に出るというふうな、一つのこのハードルがありますので、それを越えていくために、意欲があっても、でも、努力したいという人が入学したときに、その人に対して、入学後、それをサポートしていくような態勢が現在のところはありませんけれども、それをつくっていくことが課題だろうということと、それから、もう一つは、地域推薦で、看護職の少ない離島・へき地の地域からの推薦ですけれども、それを高校の2年生とか、3年生の段階で推薦を受けますと、それまでに学力の開きがありますので、中学生とか、そういう、将来、看護の道に進みたくて看護大学に入学したいという人材を、むしろ早い段階から意識付けて、そういう学習支援を何かのかたちでしていけないかっていう、もうちょっと前倒しの支援というふうなことも、課題として、今、大学では考えているところです。

委員C：やはりその辺のところできっと話が広がっちゃうんですけども、高校説明会とか入試説明会は、どの程度、定員はきちん確保されているのは、これはわかります。受験倍率もある程度あって、定員がうまく確保されているのはわかったんですけども、もう少し入学させたい学生がいるんじゃないかと、こぼしちゃっているんじゃないか

とかいうことを考えたときに、今、中学の話も出ましたけれども、高校説明会をどのくらいやっておられるのかが、ちょっとデータからはちょっとわからなかったのですが。

大学：高校説明会ですか。高校説明会に関しては、オープンキャンパスのときと、あとは、そうですね、離島に関しては、宮古、八重山と。

委員C：出張をしていって。

大学：出張をしていくというかたちを基本的には取っています。

委員C：何かの模擬授業の話は、どっかで出てました？ この中に、模擬授業の話。

大学：オープンキャンパスで。

委員C：オープンキャンパスでの模擬授業でしたっけ？ 何か出掛けていく模擬授業だった。

大学：出掛けていく模擬授業も、要望があったらやっております。

委員C：だから、その辺のところを計画をされているのか、それとも要望があればいいところなのか、そんな辺りですね。だから、中学から、早くから捕まえないんであれば、また、いろんな策略もあるかなと思ったんですけども。わかりました。それだけです。ちょっと感想です。すみません。

委員長：ありがとうございます。どうぞお続けください。よろしいですか。

委員C：はい。もう一点は、こちらの厚いほうの26ページに、入試の種類で、個別学力検査のところ、小論文70、面接30という配点になっているんですよね。この配点の考え方を教えていただきたいなというところです。

一般試験は、まあ、センター入試があって、全部で1000点で、そのうちの100点が小論文と面接が効いてくる場所ですね。それに対して、特別選抜は100点で決まっちゃって、小論文70の面接30の、7対3で決まっているので、この辺のところ、アドミッションポリシーを見ますと、意欲を持っているとか、関心を持つとか、何かそういう、結構面接でないとわからないのが多いかなと思うので、その70・30というのは、どうやってお考えになっているのかなという辺りを伺いたいと思います。

大学：はい。1個目は……。面接でなければ把握できない内容っていうのがかなりあると思います。ですけれども、現在、面接の課題が二つありまして、一つは、講師以上の教員が3名ずつで面接を、集団面接をしていきますけれども、どうしても面接官のばらつきがあるということで、それを統一するための取り組みがまず必要で、そこがきちんとならないと、面接の点数の比率を大きくしますと、面接者ごとのばらつきがすごく反映するというふうなことがあります。それを改善するために、面接の基準を、毎年検討しているところです。

それと、もう一つは、面接が、1人当たり7分なんですね、現在。ですから、面接時間が短いということもありまして、面接者の面接技能ですとか、それから、その基準の統一というふうなことと一緒に改善をしていかないと、面接の比率がなかなか上げられないんじゃないかというふうなことがあります。

委員C：受験者数が多くて、1人にたくさん割けないっていうことなのですね。わかりました。

大学：うーん、っていう……。です。

委員長：あ、どうぞ。それじゃあ、先に委員B どうです？

委員B：関連する。

委員長：関連、言ってください。

委員B：面接7分というのは、これ、短いなと思って。あれですかね、一般推薦と地域推薦、社会人推薦、合わせて、受験生はどのくらいになるでしょうか。

大学：社会人推薦と……。推薦全体で3倍。20名の枠のところを、約3倍弱。

委員B：専任教員を45名にした……。

大学：45名は助教を入れてますね。ですから、講師以上ですと。

委員B：あれなんですかね。面接に割ける教員数がそんなに少ないっていうことなんですかね。

大学：30名です。

委員B：沖大は全ての受験に面接を行います、AOは最低30分、それ以外の面接は15分ということで、もう少し面接をする時間の努力ができないかなというふうに。

委員：開学以来ずっと。

委員長：開学以来。

委員B：短いねとは言うけれど、改善しない。

大学：そうですね。AOで30分で、通常15分といいますと。

委員長：はい、それじゃ、ちょっと委員D。

委員D：今のこととちょっと関連ですけども、やっぱり県立大学の特徴っていうのが、やっぱりこの地域推薦枠を持ってるっていうことだと思うんですね。でも、沖縄は離島が多くて、医師も離島に行く人がいない、看護もなかなか、もう私も、行政にいるときにも、宮古、八重山に行かすのは、すごい時間をかけて説得したという記憶があるんですね。だから、そういう意味では、やっぱり早い時期に動機付けっていうのが必要かなと思うのです。

それっていうのは、今、高校の先生、進路指導の先生によっても全然違うんですね。だから、やっぱりいい学生を採って、本当に地域で働いてもらうっていうその目的達成のためには、もっともっと早い時期で動機付けをするっていうことが大切かなと思うことと、今、面接の話がありましたけど、ある大学に行ったら、もう1割ぐらいは、とても学業についていけない人たち、もうひどい、いろいろみたいですけど、そうすると、それで面接は、入学のときに面接に時間をかけているのですが、そこで見えないという。だから、長くかければいいのかっていうのもあるんですけど、やっぱり入学させるときの選抜試験の在り方っていうのか、そういう辺りは、やっぱり工夫が必要なのかなという感じはしますね。

社会人・・・、まあ、いろいろ、途中退学とか、いろんなついていけない学生が多くてっていうのがありますが、やり方によっては、余計、質のいいのが入ってくるんじゃないかなっていう期待はあるんですけども、そうすると、しっかり離島にもこの人たちが行って活性化するっていう、そういうのが期待できないかなと思ってます。以上です。

委員長：ありがとうございます。本当に委員の方々のご指摘というのは、今までのご指摘

の中でも、非常に重厚だというふうに感じますのは、例えば、アドミッションポリシーが明確に定められているかっていう、大学評価・学位授与機構は、どれだけちゃんとしたアドミッションポリシーが、規定の上で定められているかって聞いているわけですね。

だけど、委員Cは、そのアドミッションポリシーがあるなら、なぜ、社会人特別選抜のときにはこういうふうなことをしないのかっていう角度から聞いておられて、社会人特別選抜のところでは、全然、機構としては、アドミッションポリシーの理念との乖離（かいり）というか、違いみたいなものを気にしてないわけですね。

ですから、われわれの外部評価委員というのは、機構の精密な評価とは違いますが、やはり違った角度から問題点を指摘し得るんじゃないかっていうことを、今の先生方のお話から聞いて、余分なことですが、感じた次第なんです。

そこにあるのはマイクですかね。事務方のほうで、申し訳ないですけど、何もかも、われわれメモできないと思いますので、どうかよろしくバックアップしてくださいませ。

今の問題は、恐らくそれだけで議論しましたら、半日ぐらい、それぐらいのことであります。それで、僕が最近の経験で申しますと、この地域推薦および社会人特別選抜に関しましては、北海道の名寄市立大学の学長先生が最近お書きになった文書を読みますと、やっぱり地域の教育力、地域のレベルっていうもの自体が問われるんじゃないかと。それは、別に看護学部へ入る人だけについて言われたわけではありませんが、そういう問題を出しておられました。

それから、一方で、ある県立看護大学の、私が管理する法人評価委員会で問題になっておりますのは、地域推薦とか社会人特別選抜でいい人材を確保しようとした場合に、例えば、社会人特別選抜で、保健や看護に携わっている方々からいい人材を採ろうとした場合に、その県の県自身が、そういう要員や看護保健等の施設の中で、職員が十分な勉強といいますか、準備をし得るようなある程度のバックアップが必要ではないかと。

つまり、県のほうで、地域から人を採りなさいっていうふうにもし言うんだったら、県も応分の準備をしろというふうな意見も出されておりました。余分なことですけど、

それじゃあ、たまたま議論が、今、基準4の学生の受け入れのところに集中しておりますが、実は、その前の基準3のところ、大学のほうからは、薄いほうの13ページの改善を要する点に、大学評価・学位授与機構のほうから、講師の定数が定められていることは、学校教育法第92条の趣旨に照らして適切でない。

つまり、学校教育法第92条は、教授、准教授、助手、助教という区分で定数を定めることを求めているんですが、実際、こちらの大学では、かなりの人数が講師のほうに割かれておまして、准教授等のところが非常に少なくなっているわけです。

それについて、さっき大学のほうからご説明がありましたけれども、もし、追加の説明があったらしていただいて、この点について、皆さんのお考えがあったら伺いたいと思います。

先生、もう一度、この点について何か。大学のほうも、自己評価書にお書きになって

いるわけですね、今の点に関連したことを。

大学：はい。そうです。自己評価書の 16 ページのほうに書いてあります。

委員長：さっきお話しになった、繰り返しでも結構ですので、ご説明いただけますか。

大学：はい。16 ページの上の観点のところですけども、二つ目のパラグラフの「専任教員は」というところです。専任教員は、沖縄県組織・定数台帳に基づき、大学設置基準第 13 条に定める定数以上を確保しております。専任教員は、教授 12 名、特任教授 2 名を含む、准教授 4 名、講師 11 名、助教 7 名、助手 9 名でそれぞれ担当をしているところです。ここに、定数に基づき人数を配置しているということが書いてありますけれども。

委員長：大学のほうは、一応、教授、准教授、講師、助教、助手が、教育上必要な専門分野にはちゃんと配置してるよということで、機構の観点に対して対応されているわけですね。

大学：教授、准教授を配置してるかというところで、講師を配置してるというふうにしておりますけれども、23 ページ、同じく基準 3 の 23 ページをご覧ください。このように科目を担当しておりますけれども、本学としましては、改善を要する点としての 1 番として、「県の定めた教員定数に偏りがあり、教員組織の次世代育成の障害になっているので、不足している准教授 3 を講師 3 から移すよう県と交渉中であるが、まだ解決に至っていない」というふうに書いております。

このときには、不足している准教授 3 を講師 3 から移すというふうなかたちで、改善を要する点として出しましたけれども、一応機構からいただいた指摘では、それよりも、もっと踏み込んだかたちの指摘という内容になっております。

委員長：今の点ですね、教員の定数の中で、教授、准教授、講師、助教、助手等の配分について、県のほうの取り決めがありまして、それに対して、大学のほうでは、少なくとも講師 3 から准教授 3 を回してほしいというふうなことを自己評価書に書いておられますし、大学評価・学位授与機構のほうは、講師の定数っていうのは、学校教育法第 92 条には別に定められてないのに、そういうものを定めているっていうこと自体は適切でないっていうふうに言っているわけですね。この点について、特に委員の方の中でお気付きになったところはございますでしょうか。

委員 B：よろしいですか。

委員長：どうぞ。

委員B：やはり、講師というのは、置くことができるということで、例外的な措置であるわけですね。副学長とか講師を置くことができるという規定だったと思います。

看護大学として、准教授の資格があるのに、講師のまま、准教授のポストがないので、講師のまま留め置かれるよという人がいるんだらうと推測をいたしますが、実は、われわれ学部評価委員としても、学位授与機構と同様に、県に対しては、法の趣旨に従って、定数台帳ですか、組織・定数台帳というんでしょうか、これを早急に改正する必要があるという、外部評価委員会の見解として出しておけば、大学の対県交渉のバックアップにもなるのじゃないかなというふうに思います。

委員C：私は、私も県立の所属なので、どういう考えでこの講師枠っていうのがあるのか台帳が作られたときの考え方が、多分県庁の方はそこを大事にしておられる可能性があるかなっていうふうに思ってしまうので、例えば、教授は何とか課長級だとか、言いません？ そんなふうに。

大学：はいはい。

委員C：だから、そういう論理で、県の行政職を決める決め方がありますよね、このポストは幾つだという。それに、もしかして、大学の教員のポストも当たっていると、そこを崩していただかないことには崩れないので、単一の大学ではかなり難しい……。努力をすごくしてこられたんだと思うんです、今まで。

だから、文科省、総務省、このルートがないと、非常に、そのバックアップも頂かないと難しいかなと、これを読みながら感じてきたんですけども、いかがでしょうか。

大学：逆に、最近、基本法の改正がありまして、大学の職位ごとの職務遂行能力を出すよというふうなことが今言われて、準備をしてるところなんですけれども、この段階で、大学の教員の職位がどれに当たるのかという作業を現在してるところですので、先にそれがあって定数が決まったというふうには、ちょっと考えにくいんです。先生のほうが。

委員E：細かいところは忘れてしまったんですけど、そういう議論はありましたけどね。

学長：推測なんですけれども、ここの前身が、看護学校を二つ一緒にして、そこから大学にしたんですね。そのときの教員ですね、教員の人たちの中から大学の先生になったの

で、多分、准教授にふさわしい、文科省の審査で准教授に当たる人たちが少なかったんだろうと、で、講師と言って、助手か講師と。

委員C：そのまんまのかたちになった。

学長：それがずっと、もうこれは、14というのは、最初の設立時からですので、それが定数になってしまったという、現実が定数になってしまったということで、だんだん代替わりして、誰もそのことを知らない。将来的には、こういう理想型ですねっていうのが、多分定めた、検討はされたんだと思うんですけども、現実がそのまま定数になってきて、で、学校教育法が改正されても、まだそこを崩すことがなかなか難しいということですけども、まあ、今回、認証を・・・。

委員C：じゃあ、単一大学から県に言っても、恐らくそこが理解してもらえれば、改善されるわけですね。

学長：そうです。あと、ある大学がありますが、県立としては、共に足並みをそろえてですね、ええ。その大学の場合には、主管から違うんですね。ですので、主管が違うので、実は、行政管理課が決めている、その定数で准教授枠を超えて、教員が成長した方は、准教授の辞令をいわゆる知事から出してもらっている。しかし、給料は、講師の階級であるっていうような。

委員C：お金で決まってるっていうのは、本当に県と付き合っていると感じるころなんですよ。だから、教授は課長級って、我が大学だったらそうなんです。学長は部長級っていうふうに決まっているんです。動かしようもないんです。だから、准教授が何級かはちょっと覚えてないんですけども、それに、ちょっと業績が欠けるとか、制限がかかる人が講師っていうことで、講師枠っていうのは特別なわけなんです。准教授枠なんですね。

それを講師で格下げというか、それで補う、准教授に当たる人が見つからないので、仕方なく講師で採用するっていうようなことをやってるのが、よくある大学のかたちじゃないのかなっていうふうに思うので、講師枠っていうことがあること自体も、ちょっとわかりにくいなあというふうに思いますけれども。

学長：しかも、14名という一番多い、教授よりも多い枠を決めているところが問題である。

委員C：教員公募するときには、講師で公募するんですか。

学長：もちろん、それはしょうがないですよ。ええ。

委員長：結局、今、看護大学の教員採用というのは、全国のほうも非常に困難になってるわけですよ。そういうときに、今おっしゃったように、講師枠でしか、この場合は採用できないとしたら、准教授でならば来たいと思ってる方が、採用できないというようなことも起こり得ますよね、論理的に考えても。

委員C：そうです。すごい損をしていますよね。よくあるのは、准教授、こっち、講師で募集して、業績やら経験とかを見て、准教授にするか、講師にするかで、採用のときに決定するけど、募集は、まあ、どっちでもOKよっていうかたちで。

学長：それができないんです。

委員C：できないんですか。

学長：はい。できないんです。准教授枠を使って、講師を採ることはできますけど、講師枠を使って准教授を採ることはできないっていうことが、もう非常に大きいんです。

委員C：それは、本当に早く改善したいですね。

委員長：どうしても来たいっていう人があれば、准教授から降格して、ここの講師になりたい。それはやっぱり非常に不自然なことになるので、どの大学もそれはお採りにならない。

だから、さっきA委員が言われましたように、実際に、今、本当に講師枠でおられて、優秀な先生がおられて、当然准教授の力があるのに、准教授になってるっていうようなことがあるんじゃないかって、さっき委員Bがおっしゃいましたけども、実際はどうなんですか。変な言い方ですけど。

学長：はい。博士の学位を持った講師が4人ぐらいいますし、それと、相当レベルの教育歴と研究歴を持った人たちはもっとおりますので。

委員長：なるほど。

委員C：最初、聞きますと、昇任の規定を作ったっていうこと。

学長：ええ。でも、枠がありませんので、空いたときに、今まで1回、あ、2回ね……。

委員C：空いたときの昇任ですか。

学長：え？

委員C：空いたときの昇任の規定。

学長：もちろん、それでないと、県が許してくれませんので。

委員C：わかりました。

学長：はい。

委員C：全然違うイメージでいましたね。

学長：ええ。ですから、多分、話に出た大学はそのイメージで昇格させているんだと思うんです。で、行管のほうからは注意を受けていると言っていましたので。

委員B：その大学は、ポストがないけど昇格させてる。

学長：え？

委員B：その大学は、准教授ポストがないのに昇格させてる。

学長：はい。そういうふうにおっしゃいました。

委員B：全体の数は変わらないからっていうことで。

委員C：給料は変えず、呼称だけが変わってる。

委員長：どうぞ。

委員D：私は、ここで初めて聞いてびっくりしてるんですけど、教育機関っていうのは、やっぱりこの教員の体制っていうのか、そういうことをしっかりしていないと、やっぱりいい教育はできないんじゃないかなと思うんですね。で、ここはスタートのときに、確かに専門学校は統合してやったというのもあるって、まあ、いろいろ問題もあったんで

すが、そのとき、外で勉強して、かなりペーパーを持っている人が採用となったら、助手からしかできませんよとあって、もう蹴った人とかもいますよね。

だから、やっぱり大学側が、ここで看護教育をするに当たっては、例えば、領域ごとに教授は何名、それから准教授が、講師がとかっていう辺りのものをきちっとつくった上で、その根拠を示して、説明をしていって理解させるっていうことも、大切じゃないですかね。

というのは、きっと人事課は、もうこの決まったものしかやらないと思うんですよ。だから、それで、じゃあ、現場はOKかといたら、OKじゃないわけですよ。そこで働いている教員のモチベーションを高めないといけないし、やっぱりその教育で必要な、単科大学でも、必要なポストの数っていうのか、そういうことはきちっと主張すべきじゃないかなと思うんですけどね。

委員長：ありがとうございます。外部評価委員の先生方のご意見は、現状のやはり講師定数化っていうことの持つてくる不合理性っていうことでは一致すると思いますので、何らかのかたちで、本日終わるまでに、今の点についての外部評価委員会の意見は、簡潔なかたちで文章として整理できればと思います。ちょっと時間を頂きますが、はい、どうぞ。

委員 B：学位授与機構の言い方は、92条の指針から適切でないという言い方ですが、さらに踏み込んで、今、委員長、よくわからないっていうことですが、例えば、研究教育業績の適切な評価、待遇の改善、先生が言われたモチベーションの維持等から、講師の職階を廃止、准教授の枠でという趣旨の、もっと学位授与機構の評価を超えて、外部評価委員会としては、提言したいと思っています。

委員長：学位授与機構としては、恐らく授与機構としての表現のぎりぎりのところで、そういうふうにやられたんじゃないかと思いますが、今、A委員の言われましたような方向で、もし整理ができて、委員の意見が完全に一致しましたら、そういうふうなかたちで、外部評価委員会は、別にそれほど何も縛られておりませんので、整理させていただきたいと思います。

委員 D：はい。人材確保ということもあります。

委員長：はい。内部からは、今、委員Dから言われたモチベーションが上がらない。外からはいい人が採れないっていうことですよ。はい、ありがとうございます。

それで、実は、基準5というところもカバーしなければいけないんですが、基準1のところについては、幸い、大学の使命、沖縄県の地理的、文化的特性を踏まえて設定し、

地域に貢献できる人材の育成を重視してらるってということで、これについては、まあ、大学の目的を優れた点として挙げていただいておりますので、この点については、基準1については、基本的に問題がないと思われませんが、基準2のところ、例えば、教養教育の体制とか、あるいは教授会が、教育活動に係る重要な事項を審議するための必要な活動を行っているかというふうなことについての大学の対応が問われております。基準1から基準4の中で、特に2から4、で、今、2と3を、3と4は若干やりましたので、2について、何かほかにございますですか。

それじゃあ、本当、お疲れのところですから、休憩を取って、基準の5に入るべきところでございますが、どうも時間が足りなさそうなので、皆さまに、委員の方々および来席の方々にお許しをいただきまして、一番、大学評価・学位授与機構の基準の中でも、長い詳しいところが基準5でございますので、そこについてのご意見をお伺いしたいと思います。

大変恐縮ですが、大学のほうからちょっとご説明したいところがあれば、ご説明くださいませ。

大学：はい。基準5は、学部と大学院でございますので、私は、先に学部を説明いたします。

委員長：はい、それぞれ、はい、どうぞ。

大学：評価書の17ページから基準5です。カリキュラムポリシーにつきましては飛ばしまして、18ページに科目の編成について述べてます。平成23年度に大幅なカリキュラム改正をしました。現在、4年生がそのカリキュラムレッスンで完成年度を今進んでいるところです。

カリキュラムは、実践能力を高めるということと、それから、学生のできるだけ主体的な学習ができるようにということと、小グループの科目を増やしたということと、それから、専門科目が演習と実習を組み合わせるようなかたちで進むというふうな工夫をしたものです。

それから、あと、特徴・評価で特筆すべきことは、20ページにシラバスのことを載せてあります。シラバスが適切に作成され、活用されているかということです。これは、毎年、シラバスの内容の確認を教務委員会でしておりますが、まだ課題としましては、毎回の授業内容や、事前・事後の学習の記述に具体性を欠くのが若干残っております、学生の主体的・自主的な学習を進めるという点では課題を残しております。

それから、22ページ、もう一点、課題として、これは継続的に残っているものですが、成績評価のことがあります。成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置ということで、まず、18年度には、不服申し立ての規定がないということ指摘されま

して、それにつきましては、整備をして、毎年、1～2件ですけれども、機能をしております。

それと、あと、科目ごとの成績分布、A、B、C、D、Eの分布にかなりばらつきがあって、Aが多い、ほとんどAというふうなものがあったり、また厳しいものがあったりということで、その成績分布にばらつきがあるということで、これを成績の客観性、厳格性という点で検証して、そこを適切にしていくということが課題として残っております。学部については以上です。

委員長：大学院についても、続いてお願いします。

大学：22ページのほうをご覧ください。教育課程の編成・実施方針が明確に定められているかに関しましては。

委員長：ごめんなさい。22ページの、観点何ですか。

大学：失礼いたしました。観点の観点5-4-①。

委員長：5-4-①、はい。

大学：①からは、編成・実施方針が明確に定められているかということに関してましては、こちらに示している通り、3分野6領域でやっているということです。

23ページから24ページにかけてですね、24ページの上の параグラフの一番上なんですけれども、既にお読みいただいていると思うんですけども、この大学院の特徴として、文科省の支援事業によって、申請して許されたのが「島しょ保健看護」というのと、もう一つ、それから、「包括的保健看護」、もう一つの文科省の事業ということで、本県の優遇処置として、ここを新しく新設した。現在も引き続き文科省の事業は、二つとも引き続き大学院の授業の中で取り組みをしてということになります。ここが特徴的です。

委員長：大体、それぐらいですかね。

大学：そうですね。はい。あとは、27ページのほうにも、優れた点ということで、離島のところとテレビ会議システムを活用した遠隔講義システムを使っているということです。以上です。

委員長：ありがとうございました。ここは、多くの優れた点も指摘されているところであります。どうか、委員の方々、お気付きの点、基準5につきまして、学部・大学院両方

にまたがっておりますが、ご遠慮なくご指摘いただきたいと思いますが、どうぞ。

委員B：学位授与機構は、優れたとして評価はしておりませんが、シラバスの活用が、90%が利用しているというのは、看護大学の学生の質の高さを示しているようですが、これは大変感服をいたしました。

それと、成績分布の科目間のばらつきですね。これは、私も、長い大学、教師生活の中でいつも気になっておりますけれども、これの議論をしようという姿勢も、大変結構なことだなという気がしています。

委員長：ありがとうございます。今、シラバスの活用者が非常に比率が高いということ、それから、どの大学でもいろいろ悩んでおる、A、B、C、D、E等々の成績分布のばらつきについて、議論をしようという姿勢があることをご評価いただいたんですが、これは、その後、成績分布について、だいぶ進んだんですか。

大学：GPAを導入するために、今、基礎データを集めてる段階で、その現状を把握した上でということを考えております。

委員長：そうすると、その平成25年6月30日にこれをお出しになってから今までの間に、基礎データをきちんと今は集めてらっしゃる。

大学：はい。

委員長：わかりました。ほか、今のように、機構以外にわれわれが気が付く優れた点っていうのも、当然指摘してあげることとはとてもいいことだと思いますし、そのほか、いろいろとおありになると思うんですが、どうぞどうぞ。

委員C：私は、ここの基準5のところは、本当に素晴らしいなと思いながら見ておりました、あまりないんですけども、カリキュラムを変えられたということで、平成20・・・、今年が最終年度ということなんで、20・・・。

大学：23年。

委員C：23年だから、ですね、その後に、もう少しゆとりを持たせるようないろんな、アクティブラーニングとか、そういう話が入ってきてるわけなんですけれども、その辺のところは、ひと段落ここで新しいのをやって、それから、また変えていくっていうような感じなんですかね。はい。

今、130 ぐらいを、学部の卒業要件ですか。だから、相当単位数が多いかなと、看護系では、決してすごく多いっていうわけではないと思いますけども、少しアクティブな、何ていうかな、実習期間とか、いろいろ、実習期間とかが取れるように、1 単位の時間数を減らすとか、いろいろやっていかないと無理が生じてくるかなとか思って、その辺のところは、その後、また検討されてるのかどうなのかを伺いたいなど。

大学：新カリが 1 クール、この 4 年生で終わりますので、そこが終わってからのことだと思いますけれども、単位数が、この改正カリキュラムになりまして、単位数は同じですけれども、時間数が、結果的に 1 割増えたんですね。

委員 C：増えたの。

大学：増えて。

委員 C：そうなんですね。

大学：はい。増えて、授業の中で学生が活動できるような科目立てというのが、前に比べて増えたというふうなことです。

ですから、結局、増えた科目が実際に学生にとってどうなのかっていうことは、これは見ていかないと。

委員 C：動かしてみて、動かして評価して。

大学：はい。経過を見ていかないといけないだろうというふうに思っています。

委員長：今言われた、アクティブラーニング等の科目が増えた。その分だけ、単位数がちょっと、10% 増えた。

大学：単位数は、それで、時間数が、単位数は同じで。

委員 C：単位は変えずに時間数。

大学：時間数だけ増えたっていう。

委員長：時間数が増えたと。委員 C、先生、基準は素晴らしいって言われましたけど、どこが素晴らしいんですかね。簡潔に書いてあるのが素晴らしいとか、そんなことで。

委員C：書き方も素晴らしいし、すごく検討しておられる、いろんなことを検討しておられて、データ化しておられるのが素晴らしいなというふうに思ったんですけど、でも、シラバスの利用も、ああ、調査してあるから素晴らしいと思って、内容も素晴らしいってところまでは思い至らなかったんですけども、確かにそういうふうに数で出ているので、評価がしやすいなというふうに思って読ませていただきました。

委員長：ありがとうございます。

委員B：よろしいですか。

委員長：どうぞ、ご遠慮なく。

委員B：今、島しょ保健看護という考え方を、こういう先端保健看護分野として位置付けて、そういうものを体系化していこうというその作業は、まだ途中なんでしょうけど、そのような考え方っていうのが、やはり沖縄の持つ地理的な、文化的な、歴史的な、そういう離島の、安定的に離島に人が住めるという、そういう環境をつくっていく上で、この保健看護の果たす役割は非常に大きいんじゃないかなと思うんですね。

これは、看護大学がこういうふうにして、きちんと教育課程に少なくとも取り組んでいくという、そういうところが非常に期待してるところでもあるし、期待通りに進行してるっていうことでもあるし、今後にも、人材育成のこういう考え方はとても重要じゃないかなというふうに思いますね。そういう意味で、ここは、敬意を表したいところなんですけど、課題がまだいろいろあると思うんですけどね。

で、看護大学を設立する当時の理論の中には、離島の、どの離島にも安定的に人が住めるという条件を調えるというのは、非常に大きな議論になっていて、そのことがやっぱり大学をつくって人材を育成する必要がある。そうしないと、沖縄県内から人材が流出してしまうんじゃないかという、そういう危機感もありましたですね。そういう意味で、こういうふうに沖縄の持っている特性を生かした保健看護という概念は、島しょ保健看護という考え方は、非常に、今後、重要なキーワードになりつつあるし、また、もっとシステム化していく必要があるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございます。今のご意見の中から。はい。

大学：ちょっと追加よろしいでしょうか。島しょ保健看護は、改定の前にも科目があったんですが、改定後は、島しょか国際かの選択必修、どちらかを学生は必ず取るようにして半分は取らない学生がいますので、その科目の最初のところで、全員がどちらも総合

的なところは聞けるような展開の方法で、全員が島しょ保健看護について学べるようなことを工夫していることと、それから、もう一つは、九州地区と沖縄県で、九州5大学と、福岡県の5大学と沖縄3大学で、文科省の助成金を頂いて、大学間共同教育事業というのがありまして、そのメンバーに入っているんですけども、その中で、各大学が徹的な科目を提供して、単位互換ができるような仕組みをつくるようにしております。本学からは、この島しょ保健看護を特徴科目として相互受講できる、単位互換のできる科目として、今提示をしているところです。

これがうまく仕組みが進んでいきましたら、ビデオオンデマンドとか、それから、直接、関心のある人はフィールドワークに参加するというふうなかたちで、県外の学生、あるいは学外の、沖縄県のほかの大学の学生も受講できるようなかたちを今検討していて、ハードルはいろいろありますけれども、そういうふうに、もっと枠を広げた取り組みをしているところですね。

それと、島しょ保健看護については、先生が県内の看護学校の学生に対するっていうのも、ちょっと広げ……。私は、あまりわからないんで。

大学：やっぱり一人でも看護職になれる学生が、学生の中に、島しょ看護について学ぶ機会を一コマでも持ってもらいたいというふうなことで、それで、学内でやってる島嶼看護の入り口の部分を、看護学校の校長会に交渉させていただいて、県内の看護学校でも、3年間の間に、特に卒業前に、一度、やっぱり島しょ保健看護というふうなことで、島しょ看護についての特別講義を持たせていただいて、それで、出張して講義をしております。芽出しというか、沖縄県で学ぶ、看護教育を学ぶ者として、看護大だけじゃなくって、県内の多様な養成校でも学ぶ機会をつくっていくというふうなことでっております。

委員長：ありがとうございます。そのほかございますか。どうぞ。

委員C：島しょ看護の大学院のカリキュラムの充実は素晴らしいと、表にも評価され、お金も付いてということで、生き生きとやっておられるのを、本当に花が開いているなっていう感じがするんですけども、14条学生がかなりの部分を占めていて、14条じゃない人がいないわけじゃないんですね。なので、すいません。素晴らしい、そのようなところにもう隠れてしまうと思うんですけども、14条学生は、夜とか、土曜日開講になりがちなのではないかと思うと、14条でない学生との授業の開講の仕方は、どのような工夫をされているのかなというところなんですね。ちょっと伺ってみたいなど。

委員長：いかがでしょうか。

大学：本当は、別々にしたほうがいいと思うんですけども、本当に1割、1人ぐらいしかいらっしやらないので、共通科目に関しては、もう夜しかやらないということです。夜間ですね。

ただ、個別の科目に関しては、1人とか、そういう学生に関しては、日中空いてる時間を見つけて、各教員が可能な限り配慮はしているという状況です。

委員C：そうですか。じゃあ、二度やるときもあるんですね。14条の学生には夜やり、そうじゃない学生には昼間やりっていう。

大学：いやいや、それもやらないんです。

委員C：やらないの。

大学：やらないですね。

委員C：わかりました。

学長：正式な時間割としては、夜と土日です。教員が全部兼任ですので、昼間は、学部の教育があり。

委員C：そうすると、フルタイムの学生にも、夜か土曜の開講のみで特に問題なくやっているということですね。

学長：あとは特論で、それぞれの領域の特論だと、学生が1人だったり、2人だったりします。教員が空いてる時間があれば、そこで時間割を、正式な時間割外のところで便宜を図るといいます。

委員C：わかりました。本学では文句が出たものですから。もう本当に、大学院生にアンケートをしたら、すごい出たもので、こちらはそういうことはないのかなと思ってちょっと伺いました。

大学：もうほぼ9割以上が社会人なので。

委員長：はい、委員Dさん。

委員D：いいですか。

委員長：どうぞ。

委員D：授業形態の比率で、講義が54.7%、演習が22.4%、講義・演習6.2%、実習16.8%というふうになってますよね。私、看護教育の特徴として、やっぱり知識を、学内で学んだことを臨地実習あたりで統合するっていうのをかなり、以前だったら、実習時間ってもっと長かったと思うんですが、16.8%っていう実習形態にしたのは、平成23年からですかね。

大学：これは、実はほとんど。

そういう組み立てで、演習の仕方にもいろいろ、まあ、リアルにっていうのか、臨場感を持たせた演習っていうのもあると思うんですが、今のこの授業形態っていうので十分なのかどうかっていうのを。

というのは、今、新人が臨床現場にもう卒業していくと、ただ立っている子たちっていうのか、そういう人たちがすごく多いというのがあって、もう手も出ないっていう状況もあるので、本当にそれでいいのかなという。で、もう、臨床現場って、いろんな変化があって、もう患者の急変とか、何か頭が真っ白になってもうぼうぜんとしている、それはそれでいいと思うんですけど、もっと基本的な患者さんとのコミュニケーション能力とか、そういう辺りを、これだけの時間で培えるのかなっていうのが、ちょっと気になるんですけど。

ある看護系大学に行ったら、もう今日クリアしたとか、リセットしたとかね、こういうのを、何ていうの、iPad感覚での言動、記録、というふうになっていて、なかなか患者さんにも入っていけないっていうのも多くなって聞くんですけど、こっちの大学は。

委員長：今、委員Dさんのおっしゃっているのは、薄いほうの大学評価・学位授与機構の評価結果の報告書によりますと、19ページの観点5-2-①で、「教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか」というところで、「助産師関連科目を除く、全科目の単位数から見た授業形態の比率は『講義』54.7%、『演習』22.4%、『講義・演習』6.2%、『実習』16.8%である」という、そここのところでございますね。そここのところで、今お聞きになったように、実習のこの比率について、これでいいんだろうか。

これは、単位数の比率ですが、実際の時間だと、もちろん違うんですか。

学長：講義を3で割っていただければ18%になりますし、っていうのは、講義が3分の1近い、15時間で1単位ですので、そして、実習は1単位が45時間ですので、これを3

倍にさせていただくと、かなりの実習、演習の時間を取っております。

大学：そうですね。厚いほうの自己評価書の41ページに、内訳の表がございます。41ページですけど、この18%というのは、本学で開講している科目ですので、学生は取らない科目もありますので、開講している科目の授業形態の比率を示しているものです。

ですから、教養科目はほとんどが講義科目になっておりますので、この実習の枠の一番下の(23.7%)というのは、学生の必修科目、卒業までに全員が取る科目の約4分の1が実習なんですね。必修科目の4分の1が実習科目になってますので、かなり学生の4年間の時間を見ても、かなり実習の占める割合が逆に大きいというふうになっています。で、同じ1単位でも時間数が多いので、そういうふうな状況になってくるという感じですね。

委員長：委員D、いかがですか、今のご説明。

委員D：別に問題がなければ。いや、いつか地域看護のことでかなりもめましたよね。保健師実習が受け入れられないで、それで、演習でカバーしますっていう辺りの話等もあったもんですから、そこら辺はどうなんだろう。ちょっと気になりながらっていうのは、今、地域での保健師の役割っていったときに、何か地域包括ケアも、在宅ケアで、今すごくもうクローズアップされて求められているんだけど、自分たちの役割として認識してない、認識が薄いかね、そういう実態があるもんだから、演習っていうか、そこら辺は、どうなってるかねっていうのもちょっと気になって、併せてね。

委員長：今のようなご懸念が示されましたけど、学校としてはどんな。

大学：はい。今の復活に関しましては、新カリでは、在宅看護実習という実習を独立して置きまして、必修科目の中に入っているんですね。4年生の最後のもうまとめていく時期の実習として置いています。

それと、この実習の時間については、保健師の指定規則、保助看の指定規則の時間数をカバーしてしまして、時間数がすごく、前に比べて減ってきてるとというのは、本学だけの指定規則の時間数そのものが減ってきているんですね。そういう中で、大学の時間数にも反映していると、単位数にも反映しているというふうに考えております。

委員D：でも、総合カリキュラムでやられているって書いてありましたから、で、24年度から、保健師の実習に関しては増えているんですね。

大学：はい。それを反映した。

委員D：反映してるんですね。

大学：はい。地域の実習については、その前から反映をした改正をしまして、今度の改正で、その在宅を入れたり、それから。

委員D：ですよ。その実習を、演習で置き換えちゃったわけではなくて、実習時間は、単位は確保してるっていうことなんですよ。なかなか地域看護の実習の確保が難しい時代を迎えてますけれども、いろいろ工夫をされてるんじゃないかなと思います。

大学：そうですね、むしろ、地域の実習を、早い段階から地域保健看護に関心を持ってもらいたいということで、2年生に分けて、1単位を2年生に実習を持ってきて、で、4年生に残りの2単位を持っていくというふうなかたちで工夫をしたりしているところですよ。

委員長：今、委員Dのご指摘の中には、結局、時間数のことでご指摘があったんですが、そこでの教育の質のようなことについてのご懸念とかご注文もありましたので、その辺については、ちょっとまた念頭に置いていただければありがたいかと思います。

ほか、ございませんでしょうか。隙間のないように書いてあるというのが委員Cのご指摘でしたが、ここの大学評価・学位授与機構の各観点の最後の結びの言葉の読み方ですけど、例えば、薄いほうの22ページの5-3-③で、成績評価と客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかということで、さっき委員Bからご評価をいただいた成績分類についてのところですけども、例えば、この5-3-③の一番最後は、「これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する」となっております。

例えば、その次の5-3-①でしたら、「適切に実施されていると判断する」と書いてあって、おおむねというふうに書いてあるのは、何かやっぱり問題を含んでいるというところをおおむねというふうに機構は書いておりますので、これは余分なことですけども、おおむねだから大体いだろうというふうに言っているというふうには思わないほうがいいと。柔らかい言い方で、問題が内包されているよということを指摘しているということでもありますので、その点はちょっと、まあ、機構の考え方が正しいかどうかは別として、彼らのやり方としてはそういうことです。

それで、一つ私のほうからお伺いしますが、観点5-1-②で、こちらの薄いほうで申しますと、教養科目についてお書きになっているところで、教養科目には、知性と態度を養うための科目として、自然科学、社会科学、人文科学、リテラシーに関する科目を

配置し、「沖縄の生活と文化」、「日本語表現法」、「環境学」等、地域の文化と生活や環境への理解等々、重要な科目を含んでいるということで、これはとてもいいことなのですが、具体的に、沖縄の生活と文化っていうのは、どういうふうにして教えておられるのか。それから、日本語表現法っていうのは、何かテキストを使ってやっておられるのかどうかとか、その辺のことを、ちょっとご説明いただけますか。

大学：沖縄の生活と文化は1年生の必修科目です。で、外来講師にお願いをしまして、基本的に講義形式の授業です。その中で一部、沖縄の文化という観点で、この近くに、昔の生活の様子を知るための場所があるということで、一部フィールドワークのかたちで、その時間内なんですけれども、現地に行って説明をするというふうな授業を組んだりというふうにしております。

委員長：民俗学とか、地理学とか、何かそういう方面のご専攻の方がお教えに。

大学：そうです。文化人類学の。

委員長：文化人類学の先生がお教えに。ああ、そうですか。わかりました。

大学：それから、日本語表現法は、これは、新カリで入った科目で、2単位の60時間ですので、週に2回授業を受ける、かなり重点を課した科目です。で、3人の先生が担当をしております、1人は、日本語表現法の基本的な、文章の書き方ということで、自作の手作りのテキストで授業をしてくださっています。基本的な表現方法についてです、文法等について。

それから、もう一人は、元地元の新聞記者を長くされて、社会的な福祉等に関心のある方ですけれども、日本語表現法と直接、すぐにはつながらないようなかたちですけれども、表現そのものが対象との関わりがベースになるということで、対象の尊厳を守ることという観点で、コミュニケーションについて取り上げていただいています。

もう一人は、沖縄の方言を教えてもらっていますけれども、今年85歳になる方ですけれども、とてもかくしゃくとして、きれいな沖縄方言で、一つのクラス、3こま程度なんですけれども、それをしています。

委員長：そうですか。各看護大学で、日本語の表現を教えるのは非常に難しいというので、皆さんご苦労になっているというふうに伺いましたので、まあ、どういう方法でなさっているかっていうことで教えていただきました。ありがとうございました。

何かこの基準5につきまして、学部・大学院双方にわたっております、大変厄介な、自己評価書を書く上では大変厄介なところだと思うんですけれども、何か委員のほうで

お気付きのところございますでしょうか。

さっき、島しょ看護の積極的な意義についてお話のあったところでございますが、期待しており、期待通りに進行しており、かつ、また将来の課題もあるんじゃないかというご指摘もございました。

そのほかのところにつきまして、大学院・学部とも、特に問題はございませんでしょうか。

委員C：特に問題というふうには思えないのですけれど、先ほどの教養科目のところなんですけど、教養科目の専任教員は、実際問題は何になるんですか。そこがよくわからなかったんですけど、今すごく丁寧にご説明くださったので、非常勤講師であったとしても、よく連携が取れてて、十分中身を把握、こちら、大学の専任教員側も把握できていて、教育されているんだということは伝わってきたんですけども、教員定員枠との関係もあるので、大変難しい話になってきますけれども、やっぱり一般教養の先生と看護の先生が同居することによって、看護の先生の質も変わるっていうか、豊かになるっていうか、幅が広がるっていうような面はあるんじゃないのかなっていうふうに思うので、そのところのバランスですよ。

非常勤講師が大変多いというふうな話でしたけれども、この科目はうまく教えられているのかもしれない。けども、学生の中でうまく統合できているとか、専門科目と統合・・・、全部、直接的に統合できなくてもいいんでしょうけれども、卒業するとき、または10年後、20年後に、ちゃんと統合したかたちで、それが自分の発展につながってくるかとかいうようなことを考えたときに、何か4年間、教養の先生と看護の先生が同居することによって、また違ったものが生まれるんじゃないのかなっていうふうに思うので、何かいい工夫はないのかしらっていうことを伺いたいと思います。

学長：単科大学のやっぱり大きい欠点だろうと思います。それなら、本学では、学部で出発したときの教員の定数ですね、そこが、大学院をつくったときも、それから、大学院の中で教育をやるときも、全然人数が変わらないということがありまして、今は、当時よりも、教養を担当する教員の数は非常に少なくなっております。

それは、ある意味では致し方ない、それを増やしてもらおうっていうことは、このご時世ですので、非常に難しい。

委員C：そうですね。

学長：ええ。その現実との戦いの中です。限界は十分承知していますので、新しいカリキュラムを作って、その科目を立てたときに、その趣旨を、非常勤講師の人によくわ

かった上で引き受けていただくというような教員をつくって丁寧に、そういうことが、勝手に走るくらいのかたちで。

委員C：基準4か何かのところにも書かれてました、4か、3かな。で、今、お話を伺って、そこを教員が随分補っているんだなっていうことは感じました。

学長：やはり、教育科目の先生に任せないで、やっぱりそういう授業も聞きですね、こっちの反応も一通りした上で、また1年後の教育に生かしていただくっていうようなことを、やはり1年間やっています。

委員C：大変ですね、先生方は。それもやり、あれもやりで。

委員長：本当、大変ですよ。

委員C：後から研究も出てくるわけで、すごい大変だなと。地域貢献も出てくるわけですよ。

委員長：Eさん、お作りになったときの、もうちょっと追加話があれば。

委員E：とても今のお話は大事な話なんですけど、単科大学なので、教養科目と申しますか、人間をつくる科目が心配だったんですよ、とてもね。でも、先生方がいろいろ工夫をして、講師をお願いしてやっているようですが。

結局、沖縄戦の方ですけど、すごい地上戦で、それで焼き払われて山原（やんばる）にみんな逃げたんですけど、そこで生き延びている、見ますとね、沖縄の自然環境が非常に再生力があるっていうか、短い期間で、例えば食べ物で、生産する力が沖縄にあるので、再生力がありますから、森も随分切り出されたんですけども、はげ山になったけれども、再生が早かった。そして、都市の部の人々が山原に逃げて、そこで、踊りとか、歌とか、そういうのを、カンカラ三線って言葉がありますが、文化の力ですよ。

だから、そういう文化の力、それから、生活、自然環境の再生力、そういうものが総合して、その激しい地上戦でたくさんの方が亡くなったけれども、かなり生き延びた。そういうことで、人が元気に一生を過ごすための条件っていうのは、必ずしも医療とか、そういうものだけじゃなくて、やはりすごく社会的な存在としても、支えられている面が大きいんじゃないかなと。

そういうことを、やっぱりこれから高齢社会も、皆さん、担っていく学生たちに、総合的に、一つの、何て申しますか、文化力っていうかな、自然環境力というかな、そういうものを総合的にしっかりと受け止めてもらえる、それが教養科目の最も大事なところ

ろじゃないかと思うんですけど。

それを、やはり単科大学でありながら、なおかつ要求されている、未来に要求しているものは大きいと思うので、そこをどのようにして解決し、しかも、いろいろ工夫してこられたと思うんですけども、教養科目については、そういう意味で、非常に大事にしていきたいなというふうに、この日本語表現法を含めて、環境学、沖縄の生活と文化という、そういうふうな部分というのが大きいと思うんです。

日本語表現法については、特に離島の島しょ看護学の部分で、離島の伝統的ないろいろな行事がいっぱいありますし、その行事が、すごく心の健康に影響があるんですよ。それは土地の言葉で話されているし、コミュニケーションっていうのが、土地の言葉で話されるコミュニケーションを、保健看護者として十分にコミュニケーションが取れる、地域社会の文化というものを健康に役立てていく、そういう意味ではとても大事なことでないかなと思うんですね。コミュニケーションですよ。看護だけじゃなくて、いわゆる地域社会で、本当に包括的っていう言葉がどっか出てましたけれども、そういう包括的な地域社会のものを支えるために、保健看護職の果たす役割はものすごく大きいわけですよ。

そういう意味で、この一般教養部門の比重というのは、実は想像しているよりも、ものすごく比重が大きいんじゃないかなと思います。特に沖縄の場合は、歴史も文化もありますし、一国の文化がありますので、そういう意味では、この部分がとても大事で、これを、ぜひ適当な講師の先生方をお願いして、何より充実させていただきたいなというふうに思いますね。

委員長：非常に重要なお指摘をいただきましたが、委員C、先生の大学では、もうちょっと専任がおられますか？

委員C：ちょっと、10人ぐらい。

委員長：ここは、少なすぎる。

大学：教養の。

委員C：健康科学と教養と、だから、教養だけだと6人。卒研も一緒にやります、みんな。だから、向こうも看護を知ってくる。

学長：看護の教員は何人いらっしゃいますか。

委員C：34です。向こうも看護に近寄ってくる、一般教養の先生も。

大学：34人中、6人。

委員C：いや、全部で54人。あ、すいません。54人で11引くので、43。すいません。看護は43名ですね。

学長：ええ。だから、うちは、全体に教員数が大変少ないですね。

委員C：少ないですか。

委員長：そういう問題も浮かび上がってきますね。

学長：これから講師の問題をちゃんとすべきだと。

委員長：非常に明快なご説明が返ってくればくるほど、やっぱり専任の方の問題っていうのも浮かび上がってきますし、それから、平良さんのご指摘にあったような問題も浮かび上がってまいります。

どうもありがとうございました。あと、ほんの若干時間がございますので、もしございましたらお願いをしたいのですが、私のほうからもう一つ伺いますが、観点5-1-③は、教育課程の編成または授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているかということなんですけれども、これに対する自己評価書の書き方ですと、「専門領域における最新の研究論文の成果を授業内容に生かす取り組みとして、学内で定期発行している学内誌『シンセサイザー』の活用があり、糖尿病患者の看護ケア評価のために開発された観察シートを、学生の成人保健看護演習や実習に反映している」という、このこのこのところの点が、学術の発展動向を反映しているっていうことの根拠でしょうか。

大学：というふうに、はい、です。

委員長：例えばですね、もし、科学研究費を、先生方のうちの、例えば3分の2の方が取っておられるとしたら、科研費というのは、いわば、学術の最先端の動向を反映することになるので、それだけの先生が、いわば授業について、学術の発展動向を反映しておられるというふうにも、例えば言えるわけですよ。

ですから、このこのところで何か、今、糖尿病の看護ケアの評価のためのご研究が授業に反映してるっていうことは、非常に説得力がございましたけれども、このこのところで

何か、学術の発展動向を反映しているほかのエビデンスっていうのはありますか。ほかのエビデンスってちょっと。ここのところは、なかなか書きにくいところで、各大学とも、この部分の書き方には苦勞をされてるんですけど、ここは、もう論理的には申し分ないんですけど、全体として。

学長:大学として、これが本当に反映しているかどうかというのを見ているものは少ない、材料が少ないですし、ですから、私としては、もう少しシラバスが、現在は、1科目1ページなんですけれども、もう少し詳しく書かれて、そして、ちょっとここで利用している参考図書等が全部出てくれば、その辺りが見えるかなと思うんですけども、今のところは、それがちょっと見えにくいあたりではございますし、科研費のことを言われると、もう非常に、はい、お恥ずかしい状況なので、はい。科研は取らなくっても、最新のケースをいっぱい読んで、いい教育をするということもあり得るかなというふうには思っていますので、はい。

委員長:わかりました。ありがとうございました。それでは、ちょうど12時になりましたので、お疲れとも思いますし、一応、目標としている基準5までのところを終えることができましたので、これをもちまして、午前中の部を終わらせていただきたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。じゃあ、失礼いたします。

休憩

(午後再開)

委員長:お昼休みにいろいろ話したけれども、われわれ評価委員の中でも、僕をはじめとする若干名が、寄る年波もありまして、耳と目が悪くなっておりまして、目はまあまあとして、耳のほうは、今既に、ちょっと若い先生方がご発言になるときは、より大きく明瞭な声でご発言いただきたいということをお願いしておきます。

それから、十分な運営はできなかったんですけども、限られた時間の中で、午前中にも幾つか評価委員の方々から重要なご指摘もございまして、その中の位置については、最後のところで整理をしてお話ししようと思っております。

それから、今日は、基準10までと、それから、選択的評価の研究と地域貢献をこなした後、事務方のほうでご用意いただいた25年度の年次別業務実績報告書、それから、前田先生をはじめとしておまとめいただきました、平成26年4月1日から30年3月31日までの第1期中期目標といったことについても、若干、お話をしなければいけません。

それで、ただ、委員の中には、4時ということで、お約束で、4時に、車で来られた

方もありますので、できるだけ4時に終わりたい。それで、もしやむを得ずまだ続いていて、ご退席になる方がある場合は、ご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、すいません、基準6は、学習成果、基準7は、施設・設備および学生支援、基準8では、この間、FDというふうに言っていたのが、教育の内部質保証システムというテーマになりました。それから、基準9は、財務基盤および管理運営ですが、この中で、教育研究の分野では、9-2-①の財務関係は一応除いて、9-2-①の管理運営のための組織以降をやることになっておりますが、必要がありましたら財務についてもご発言いただき、最後は、教育情報等の公表になっております。

後半、少し項目が多いですが、大学のほうから、少し簡単にご説明いただきまして、議論したいと思います。よろしく願いいたします。

大学：はい。基準6の学習成果をご説明します。薄いほうの資料の29ページです。まず、6-1-①は、修了時点の学生の知識・技能等々ですけれども、卒業時点の状況を、進級率や、卒業年数や、国家試験の合格率で見ました。表に簡単にありますので、厚いほうの資料の75ページをご覧ください。75ページの上の表は、進級率です。2年から3年の進級率が85%以上ということで、1割弱の学生が足踏みをしております。

次の表は、卒業年限、標準年限での卒業生を見ています。標準年限では、約、年によってばらつきがありますが、80名定員の中で、5~6名ないし10名弱の卒業延期、留年等がありまして、標準年限では、このようなかたちになっております。で、1.5倍の年限ですと、ほぼ100%近くということになっています。

次のページをご覧ください。退学者の状況ですけれども、先ほどの数値と関連して、入学年度ごとに見ますと、ゼロの年もありますが、0、1、2、3名の人数で、一番多いのは、進路変更ということです。そして、科目の履修率につきましても、ここに書いてあるように、ほぼ必修科目については、履修をした学生は、単位の修得をしているということです。

国家試験の合格状況の結果ですけれども、5年間の、こちらにあります、ほぼ90数%ですけれども、100%の年もありますが、資格が100%というのはまだなくて、目標になっております。ですけれども、毎年全国の平均を上回っております。この全国の平均は、看護系大学の合格率を入れております。全部を含めますともっと低くなりますけれども、と比較をしております。

そして、ちょっと飛ばしまして、同じく大学院につきましても、修了状況を見てございます。78ページに修了者数を入れてあります。前後期数名ずつですけれども、合計、前期は50名、後期は12名の修了者です。

修了年限での修了率については、学部に比べたら人数が少ないですので、50%というふうなこともありますけれども、ここに書いてるような数字です。

そして、79 ページの成果ということで、在学中の助成金獲得や論文発表等についてありますけれども、このような数字で推移しております。

それから、81 ページは、授業科目への満足度を示したものです。これは、おおむねとなりますけれども、専門科目の実習については、「当てはまる」というのは、満足ということですが、「非常に」と「当てはまる」とを含めて、一番大きな比率を占めております。

それから、83 ページをご覧ください。これは、卒業後の就職・進学状況です。卒業時点のものですけれども、卒業時点にほぼ 100% 近くが就職をしております、看護職としての資格を生かした就職になっております。県内外の比率は、83 ページの A の表の右ほどにありますけれども、ここ数年は、県内が 70% 前後で、多い年には 84% というふうに、県内志向の傾向があります。

そして、それから次のページですけれども、84 ページは、卒業して、調査のときには 10 期生までの修了生、卒業生を調査をしたのですけれども、どのくらいの学生がまだ勤務をしているか、仕事をしているかということを見たものです。数値で言いますと、全体の、あ、ここに%がないですけれども、全体の約 77%、1 期生から 10 期生まで含めまして調査した時点、この調査書を作った時点では、77%、卒業生が看護職として就職をしておりました。

それから、修了生につきましては、86 ページに研究科の修了生の修了後の進路について書いてあります。上の表は、修了時点の進路先です。学校、病院、クリニック、いろいろな範囲で就職先が広がっております。それから、博士後期課程の修了生につきましては、この時点では 10 名でしたけれども、10 名のうち 6 名が大学の教員として働いているという状況です。

89 ページの右下の資料では、本学修了生の働く上での能力について調査をしたものです。やや劣っているというものもありますけれども、これは、看護職に求められる能力ごとに 1 番から 14 番までを書いたものです。背景もいろいろですし、学んでいる内容についても一部異なるものがありますので、このような結果になっております。基準 6 については以上です。

委員長：はい、お続けください。

大学：はい。基準 7 をご覧ください。基準 7 の、薄いほうで見ていただきたいと思います。

基準 7 は、施設・設備および学生支援です。この中で取り上げたいのは、図書館についてです。33 ページに、7-1-③、「図書館が整備され」というのがあります。この中で

図書館の状況を書いてありますけれども、中ほどに、平成 18 年度の機関別認証評価で改善点とされたものを書いてありますけれども、これについては、まだ開学時の目標の 10 万冊にはるかに達してない状況で、この図書等を早急に刷新・充実する必要があるというふうに書いてあります。

それと、あと、同じく図書館のクーラーについては、同じ施設・設備の中で、図書館の図書だけではなくて、クーラーが、設備が老朽化により不備があり、それが長い間修繕できないということもございました。

学生支援については、学生担当教員を介しまして、サポートする仕組みをつくっております。それから、カウンセラーを、学外からのカウンセラーも定期的に導入していることがあります。ハラスメント防止については、委員会等を設置をして、学生に対しては、ワークショップなどを開催しておりますけれども、教職員の意識改革も含めて、まだ努力が必要だというふうに自己評価をしております。これは、学生のハラスメント対策に対して、満足していない学生が約3割ぐらいいるというところから判断したものです。

それから、学生に対する経済面の援助については、授業料減免等や、それから、奨学金をもらっていたりというふうにして対応しておりますけれども、援助が適切に行われて、おおむね大きく見ると適切ですけれども、授業料の納入が間に合わない学生とか等々がありまして、それも課題と考えております。最後に改善を要する点として、図書館のことを出してあります。

続きまして、基準8です。基準8は、内部の質保証のシステムについてです。これは、8-1-①は、体制が整備されて機能しているかということですが、関連の委員会等を設置をして、それぞれ機能しているというふうに判断をしております。

それから、大学の構成員の意見の聴取についてですけれども、学生については、授業評価を採っております、教職員に対しましては、全員が何らかの学内の組織に所属しております、その会議等を通して意見を述べる機会があるというふうに考えております。これは、学内での構成員の意見についてです。

それから、学外の関係者の意見については、実習を通して、その準備のための会議や実習中の反省会等々をして、意見を聞く機会を取っていることと、それから、40ページの8-1-③にありますように、24年度は、開学記念事業として、学外有識者を招いた、意見を伺う機会などを持ってあります。それから、卒業生や修了生の就職先への意見を聞く機会を、これは定期的ではないんですけれども、伺っております。

それから、ファカルティー・ディベロップメント、FDについてですけれども、継続的に行っております。ちょうどこの評価のときには、二つのGPがありまして、その関連でもありましたけれども、逆に、種類がいろいろありまして、FD活動としては活発にされているけれども、参加の状況を継続的に把握していく必要があるということを課題にしてあります。

教育支援者に対しては、TAだとか、それから、実習指導のための教育補助、嘱託員の導入をしております。

基準9につきましては、削除してもよろしいでしょうか。経営については、県立ということで、規定に沿った運営がされております。

それから、大学の管理運営については、43ページにありますけれども、学長の下に、

管理者会議、教授会、研究科委員会等々の委員会、専門部会、それから、教職員全員が参加をする連絡会議を定例で持っております。

大学の構成員や、それから、学外の方の意見やニーズを把握するという方法ですが、44 ページに、学内の構成員としては、学生からのニーズは、教育環境調査を、大学生と卒業生から調査をしております、学外関係者からの意見の聴取は、このような会議や、それから、ナーシングリーダーシップ、それから、後援会、同窓会がございますので、そこで意見交換や意見を伺う機会を持っております。

それから、最後ですが、45 ページの下に、評価結果のフィードバックについてです。活動全体の評価は、このような自己評価書としてまとめておりますけれども、この自己評価書を作成するに当たって、全学的に担当をして取り組んだことと、それから、結果として出てきた自己評価書を、大学の中でホームページにも公開したけれども、それ以前に、学内のイントラネットで公開をして、各関連の委員会、専門部会等に結果をフィードバックするようにしております。

それから、これ、基準 10 です。

委員長：はい。

大学：基準 10 は、教育情報等の公表です。この 25 年度の評価を受けるに当たりまして、大急ぎで滑り込みというかたちでの部分もありましたけれども、教員の教育研究情報と、それから、あと、ウェブサイトに掲載している紀要も、今回、この認証評価の時点で公開をしております。以上です。

委員長：はい。ありがとうございました。今、6 以降について、ざっとご説明いただきました。委員の方々におかれましては、どの項目からでも結構ですので、あらためてやはり質問してみたい点、あるいはご自身のご意見等についてお述べいただけたらと思います。よろしく願います。どうぞ。

委員 B：自己評価の厚いほうのですね、117 ページですけれども。

委員長：117 ページ、はい。

委員 B：改善を要する点の 3 の学務事務担当者で、学務と書いてありますが、看護大の事務部全体が 2 年単位で異動することなんでしょうね。

大学：はい。事務担当の方が県の職員になっておりますので。

委員B：県の職員なので。

大学：はい。

委員B：この2年というのは、何か。

大学：2ないし3年。

委員B：3年？

大学：はい。2ないし3年。多分、はっきり2年ということではないんですが、2ないし3年では異動になっています。

委員B：これは、2年単位で、これ、他施設というのは、県の他の機関という意味ですよね。

大学：そうです。

委員B：2年単位で異動するというのは大変だなと、誠にご同情の極みだなと思います。私の大学は私学ですので、まあ、生涯、大学で勤務するわけで、事務職員の方っていうのが、大学運営にとって非常に大きいわけです。学生と事務職の距離が近くて、当大学は一学年500人の大学ですので、要するに高校規模です。事務職員がよく学生を知っているわけですね。入試のときに、よくこういう時に来るんだとか、彼がよくこういう問題で学生課によく来ているというように。

これ、2年単位で動いたら、事務職員が教育の戦力になるってということはないんじゃないかな。当大学の事務職員は、全くもう教育の戦力であるわけです。で、教学協働と言っておりますけれども、学習委員会が、全部の職員が参加をいたします。それから、夏休みの1日目には、丸1日取って、教職合同研修会というのをやります。教職員が一つのテーマで研修をするわけです。3カ月、事務は9割、教員の8割、参加します。

これを、県立看護大が県立の大学である以上、プロパーの職員っていうのは多分困難だと思いますが、せめて、県の異動のサイクルである長いほうの3年はいてもらうように、大学に来て、大学の仕組みっていうものを覚えてたらもう異動するでは、経験の上に対応もできないでしょうし、これは、最低3年はいてほしいと、できれば4年置いてほしいというふうなのはどうなんですかね。

委員E：これは、大学をつくったときから問題だったんですよね。非常に至難の業じゃな

いかな、これ。

委員B：ですから、外部評価委員会として、この改善を要する点として、自己評価で芸大
大学側が経験に積み重ねができないと言っていることについては、外部評価委員会、この
あれは、改善をするのはもっともだ、これについて、県の人事異動については、できる
配慮を求めたいというふうなのを入れたらいいんじゃないかと思うんです。

委員長：今の点はいかがでございますか。

委員E：県職員もキャリアパスみたいなのがあるからね。そこをどういうふうクリアで
きるかな。

委員B：2年間ですね、最低3年はいてもらわないと。

委員長：非常にシンプルな解答は、法人化すれば、プロパー職員を置く根拠ができる。た
だし、法人化はね、いろいろ問題点があると思いますが。今、全国の公立大学は、国立
大学と同じ86になりましたけれども、法人化されている大学が、その中の恐らく8割
近くになっていると思いますが、そこでは、プロパー職員の採用がかなり広まっており
まして、プロパー職員と派遣職員っていう二つの言葉が、そういう法人化された公立大
学の中にはあります。まあ、一つの解答はそれかもしれないですね。特効薬ではないん
ですけども。

いずれにしても、今、事務担当者が2年単位で他施設へ異動されるということについ
て疑問が出され、大学側のこの自己評価書に書いている改善を要する点については、支
援したいというお話しでございましたが、この点、いかがございましょうか。どうぞ。

委員D：やっぱり大学、事務職員も、学習環境の一要素ですよ。そういうことからする
と、あまり短期間でローテーションするというのは、教育現場というのは特殊、特殊と
いったらおかしいけれども、そういうのは、行政職とは本当違う部分もあるので、教員
をサポートする、それから、学生をサポートするという視点からすると、やっぱりそう
いう短期間でローテーションっていうのはいけないんだなってことは、もうみんなわ
かっているかなと思うんですけどね。これって、要望はしてるんですよ。

大学：4年間についていうふうな要望、具体的な要望は。

学長：今のところは、正式にはしていません。困った、困ったというような言い方はして
いますけれど、はい。まだそこまでの動きを正式にはやっておきませんので、やはりや

らなくてはいけないんだと、今、はい、お話を伺いながら。

委員D：多分に開学当初とは違うと思うんですよ、学生の特徴からしてもね。だから、やっぱりもう我慢しないで、言うべきじゃないかなって。学習環境を整えるっていう意味からは、そういう辺りは、積極的に意見を言っていったほうがいいんじゃないかなと思います。言わないとわからないですよ。

委員長：学習環境の整備っていう点から、そういう。委員C先生はいかがですか。

委員C：それは、やっぱり大学の存在が、県の中でどの程度の大きさを占めているかっていうことが背景にあると思いますので、それはやっぱりこのごろ公大協が言ってくださってるように、国からのバックアップで、きちっと総務部ですかね、県庁の中で言えば、大学を扱っているのは、こちらはどこですか、総務部ですか、違う。

学長：違うんです。保健医療部。

委員C：保健医療部ですか。そちらのほうにまで、そうすると、地方交付税が入っているのは、どこに入ってるんでしたっけ、この県では。地方交付税が入っているところと、この大学を所管するところが、この県では違うんですね。うちなんかだと同じなんです。で、そうすると、保健医療系の連携がすごく悪くなってる、うちみたいところは。でも、そういう問題があるんですけど、県の中の縦割りと、大学の位置付けですよ。そこがちゃんとしてくれば、おのずと変わってくるんじゃないのかなっていうふうには思うんですけども。

何か、なかなか単独な大学では難しいのは、私も常々感じているところです。そして、先ほどおっしゃったけども、県の職員のキャリアパスからいったら、本当に無理強いできないようなところも、内心はあるんですよ。だから、そんな仏心を出すことがいけないのかもしれないんですけども、県から来た人と、まあ、うまく協調してやっていかなきゃいけない。少なくとも2年でも、3年でも、やっていかなきゃいけないわけなんで、気持ちよくお互いの立場を理解しながら一緒にやっていかなきゃいけないとなると、大学の論理だけではないかなところがあるっていうのは、私の立場では、常々思うところですね。非常に難しい、微妙な問題。

学長：ある県立では、やはり大学で、やっぱり離島に行く県からの方は、県庁に戻ってからは、キャリアアップさせるような、そういうふうな仕組みにしてくださいと言って、それが動いているっていうことはお聞きしました。

委員C：そうですね。

学長：ええ。だから、そのようなこともきちっと。

委員C：メリットがあるようにすることは大事かなというふうに思います。ただ、やっぱり2年にしても3年にしても、変わってしまった変わり目のところですよ。変わり目のところではすごくがくつとなるので、で、変わってこられた方が慣れるまでの間がすごく大変なので、どうしてもそこを教員が手を出すと、教員のほうがエキスパートになってくるんですよ、その辺の事務の。そうすると、ずっとそれを、熱心な人は、とてもその仕事を一生懸命やる方もいらっしゃるんで、教員の中には。例えば、入試のエキスパートになってきたりとかいうようなふうになってくるんです。そこは、教員が気を付けて……。

私なんかの場合で言えば、異動と同時に、もう職員研修をしちゃうんです。ここの大学の意義とか、それから、教員じゃないんです、教員も職員も一緒に、全部オリエンテーションをして、こういうふうに、こういうところは事務がやり、こういうところは教員がやりっていうようなところの役割分担も結構やっちゃうように心掛けて、2年やってますけど、少し前とは変わったかなと思ってます。

でも、本当に、首に縄を付けてっていうのは後々響くので、県の人をですね、だから、大変難しい話だなと、まず、連携しながらやっていかなきゃできないので、どうしたもんかなと、先ほどみたいに、外部評価委員会の意見として、びしっと書きたいところですけども、難しい問題があるなど、ずっと私は思ってます。総意には従いますが、そんな感じがあります。

委員長：本当に、さっき私、法人化っていうことは一つの解決の方法かもしれないと言いましたけれども、その県立看護大学というのは、法人化をして、もう第1期中期目標期間が終わろうとするところまで来てるんですけども、そして、法人評価委員会は、常にプロパー職員を採用する気だということを法人評価として申し上げておりますが、なかなか改善されません。ようやく6年目で、法人、プロパー職員が1人採用されましたが、1年たたないうちに辞められました。多数が派遣職員です。

学長がおっしゃったように、じゃあ、その県立看護大学を終わった職員の方が、今度県庁へ戻って、いいポジションを得ておられるかどうかっていうことについては、そこまではわかりませんが、僕が見ている限りでは、新しい分野で活動してらっしゃる方が少なくないことは確かです。

ただ、大学の立場から言えば、やはり有能な方が、もう1年か2年で代わっていかれるっていうのは、非常につらいだろうなと思って見ております。

従って、教員の中で、結局、多くの方が教務事務、入試、図書館等々のエキスパート

になっていけます。その方の研究教育時間は増やされます。ですから、問題の所在であることは確認できると思います。

それから、さっき奥平委員のほうから、学習環境の一つとして考えるべきであるとおっしゃったのは、やはり大変大事な指摘ではないかと思います。

そのほかございますでしょうか。どうぞ。

委員D：図書館の整備なんですけど、多分、何年か前の外部評価のときにも指摘があったと思うんですが、それが改善されない理由っていうのはどこにあるんですかね。予算の問題ですかね。

大学：開学当時の10万冊っていう根拠は立てたと思うんですけども、それに見合った予算、予算が開学当時と全く一緒で、で、年間1000冊しか買えないという状況、それを予算も全く10年前と同じで、それを続けたら、予算は増えないのに、その経緯でいくと、33年間かかるわけですよ。そこを、そういう推測もしてないし、知ることもしなかったし、お金も全く増やしてないので、結局、看護と医学図書を含めて、1000冊しか毎年増えないっていう現状、それも、300万か400万ぐらいの内容しか、全く、毎年一緒なので、増えないのは当然なのかなと。

だから、増やしていく、予算を増やしていかないと買えないという現状は、まあ、昨年度評価をしてわかったことで、そこまでしないでこなかった大学の責任ではあるんですけど。

委員長：まあ、決していい方法じゃないけど、後援会とか同窓会が、見かねて1千万円を出すとか、そういうことはないんですか。

大学：1千万は、一度、3年前に頂きましたけれども、すぐ、昔買ったDVDとか、それを新しくするのに800万ぐらい使ってしまったので、図書費にはほとんど、改善されなかったっていうことが。

委員C：地域再生医療基金とか、色んな基金が、割と継続的な基金がありますけど。

大学：はい。結構、出しております。はい。いろんな基金には出しておりますけども、落ちている状況ですね。はい。最近は、少し言い続けているので、まあ、ご理解いただいているような現状ですね。

委員C：必ず看護師確保は、何かの柱に入ってますね、地域再生も入ってるし、今度の新しい基金もね。だから、論理的に説明はできるんじゃないのかなっていう。

大学：ええ。一応、計画を立てて出してるんですけど、なかなか、県も優先順位のプールの中でやっておりますので、どうしても優先順位から外れるようなかたちになっていきます。

委員長：先生の大学ではあれですか。やはり年間、書籍料は、300万円から400万円ぐらいですか。

委員C：いや、そんなにいいってないです。いいってないですけども、特に今の現状で課題は生じてないのでそれでやっておりますけど、電子図書が増えてきて、その分お金がかかってくるので、どうしようかっていう問題にはなってます。

大学：そうですね。電子図書に関しては、もう800万とか、そのぐらいは掛けているので、もう特に洋書に関しては、もう年間20%アップで、これは、もう全国の大学、はい。

委員C：そうですね。それはありますけど、ただ。

委員長：電子図書は、だけど、今おっしゃった額とは別に電子図書の。

委員C：そうですね。図書のお金が高くなっていくのは、電子化されていって、雑誌の値段が高くなっていくんです。図書の10万冊の話ですよ。

大学：今は10万冊の、あれは、別の話です。

学長：設立当初の充実度じゃないでしょうか。ほかの大学と比較したときに、やっぱりうちは少なかったですから、歴史がある……。

委員C：うちは、何だかすごい高価な、ナイチンゲールの何かの本みたいなのも飾ってあるので、すごく力を入れてもらって、図書は整っていて。

学長：設立時から図書館の充実したところはあると思います。

委員C：その後は、何とか維持してるっていうふうに思いますけれども。

委員B：よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

委員B：10万冊っていう量的な目標の設定が妥当なのかどうかですね。歴史の古い大学だったら、昔からの本がたくさんあるわけで、当然、他の歴史のある大学と比較をしたら、蔵書数が少ないのは当然の話だろうと。県立看護大は、10年ですか、今。

大学：9年。

学長：10年。

委員B：ただ、看護大は新しいところが多いそうですけれども、古い大学と比較をしたら少ないのは当然で、今の学生が使う本がちゃんとあるかどうかという観点から、10万冊の見直しをしたらどうかと思うんですけどね。300万というのが、他の大学と比較してどうなのかという基準で考えなくちゃいけないのじゃないかと思います。古い本がいっぱいあってもしょうがない。

学長：医学書が非常に高いと、その二つが高いということがあって、そういう問題が。

委員C：こちらはあれですね、3P科目があるということで、医学書を充実させるっていう方針が書いてありましたね、今の中に。だから、その辺り。

学長：そうですね。15年前の医学書の全集がありますけども、それは使えない、古すぎて。だから、そういうのも買い替えていかなくては。どんどんどんどん医学は進歩してますので、やはりそれについていける、しかも、専門看護師教育をしていますので、やはりそのようなところで。

委員C：我が大学の場合には、やっぱり法人化はしてますけども、運営交付金は徐々に減ってきますので、どうしてもっていうところは、やっぱり科研費の間接経費で、教育環境の整備っていうことで、科研費を取って、間接経費で図書をそろえるっていうことはやっておりますね。

大学：それも一部は、毎年やっております。

委員C：だから、後で出てくるけど、十分皆さん、ほかの研究費を取っておられるんですけども、科研費が1000万いってないので、その辺りが少し間接経費の苦しいところかなっていうふうに見えますけど。これは後の話になりますけど。

委員長：どうも科研費というのは、いろんなところで出てまいりますですね。さっきは教育内容の裏付けになる研究レベルの問題で出てきましたし、それから、今回は、図書費の問題で出てきました。

委員C：そうですね。看護の場合は、産学連携とかのああいう大きなお金がめったに取れないですね。だから、科研費なんですね、結局。すいません。

委員長：はい、いいです。それでは、そのほかのテーマでいかがでしょうか。どうぞご遠慮なくご指摘ください。

委員E：この教育の内部の質保証ですね、2と言われるところからですけど。これを見ていて、先生方の、教師の先生方が研さんをするというか、そういうふうな仕組み、先ほどもちょっと話に出ましたが、海外の文献を、そういうものをどんどん新しい知識を吸収して、それを自分たちの教育内容に反映していくとか、そういう、学内には「シンセサイザー」というのもあるようですけど、そういうその辺の活発度といたしますか、どんなふうになってるのかなというふうに思うんですけど、先生方自身の資質向上の取り組みというのは。

委員長：今のご質問に対して、いかがでしょうか。先生方ご自身の資質向上へのご努力。それは、教育の面でもあるでしょうし、研究の面でもあると思うんですけども、その辺についてお答えいただけますか。

大学：8-2-①ですよ。組織としてのそういう取り組みっていうのですか。

委員D：関連していいですか。

委員長：どうぞ、結構です。

委員D：ちょっと関連ですけど、教員の研究費の取り方っていうのが、ページのどこだったか知らないんですけども、そこに何か、私は、研究費っていうのも、不足の分ぐらい、先生方は、活発に研究活動をしているのかなと思ったんですけど、あに図らんや、余っているんですよ。

委員長：どっか余っていると書いてあったね。

委員D：どっかにパーセンテージが。

委員C：薄い自己評価書の13ページ。この特定課題のほうの評価書。ここの13ページに。

大学：選択的評価の。

委員C：この一番上のページ、これ。

委員長：薄い選択のやつですね。はいはいはいはい。選択のやつです。すいません。

委員C：13ページの上のほうに。

委員長：教員研究費の執行状況で、残額があるということはなぜなのかという。

大学：教育研究費で、教育費と研究費とで分けて考えておりますけれども、執行残が毎年あります。これは、計画的に執行できないという状況で、1年単位の執行というふうになってますので、残った分が県に戻るというふうなことになってます。

教育の場合に残ってしまうのは、どうしても計画、何ですか、計画通りに執行できないということが一番大きいんですけども、例えば、計上していたのが、前の年の残で大きなお金を必要としているものが投入できて、その分が余るというふうなことが一つあります。それから、あと、こまごまとした消耗品等については、不足しないようにということで計上していたものが、実際に使ったものがそれよりも少なかったというふうなことで、残になるというふうなことが一番大きいんだと思います。

それから、研究費につきましては、全体としては、特に消耗品・・・、備品費については、大学全体として不足の備品費に最終的には執行されますので、余ることはないんですけども、消耗品については、これは、教員によって研究費の執行状況がかなり違います。

いずれの予算も、一定期間を決めまして、それを過ぎましたら、個別に配分されていた研究費、それから教育費、教育費は域領ごとですけども、個別に配分されていたものは、ある一定期間を過ぎたら、全体の執行枠というふうにして動いていきます。

それが、期間がかなり後になりますので、その時点から執行が間に合わないというふうなことがあったりして、現在のような予算の執行状況になっております。

委員長：ただ、これ、毎年、5000万円以上の残額が出る。

大学：年によって推移がありますけれども、はい。

委員長：ということは、ちょっとかなり大きいですね。

委員B：500万です。

委員長：あ、500万です。ごめんなさい。500万ですね、千円単位だから。失礼しました。」
それでも大きいですね、かなり。

学長：これは、10月の、前の年度の10月の個人・・・、来年度はこういう研究をするという計画を立てて、そして、予算を要求するんですね。ところが、やはりこの半年の間に、いろいろまた調べてみたら、研究計画が変わるといことがあっても、その前の調査分が配分されてしまうので、ちょっと融通が利きにくいというところがあります。

ですから、あと、費目もかなり限られておりますし、その辺りの柔軟性がかなり乏しいので、いわゆる研究活動は、やはり柔軟に変わっていくのに、予算が変わらないというようなことで、そういう問題があったと思います。

もう論文が書けると思って、翻訳筆耕料だとか、分析のためのデータ入力等の委託費等を取ったんだけど、もう少しデータを取る必要が出てきたとなったときには、その取った予算が使えないので、むしろ、もうちょっと旅費で、もう一回行かなきゃいけないときの旅費が足りないと、そういうような状況で、茨城県立では4月に計画書を出して、今度は9月に、もう一回修正が入るんですね、それが最後になるんですけども、そういうような柔軟に運営するという点で、ちょっと難しいかなど。

委員長：年度末には、3月末日には、やはりこれぐらい余るんでしょうか。返さなきゃいけないんでしょうか。

学長：これは返すんですね。

大学：そうですね。はっきりわかるのは、5月にちょっとずれ込んで、最終的に。

委員B：結局、補正予算みたいなのができないわけだね。

大学：学内での補正っていう感じなんですけど、再配分は。

学長：補正予算は付くこともあるし、認めてくれないこともあるしで、必ずしも有効活用が。この間の図書の空調の修理に関しても、その夏に故障しましたので、3月になったら、3月じゃないですね、1月、2月に補正を出しましたけれども、認められずに、結局、

2年ぐらい長引いたということがありますので、補正が認められるか、認められないかも、なかなか読み切れないところがありまして。

委員長：どうぞ、はい。

委員B：看護大、県立大学の予算としての執行の窮屈さは、前にも前田学長からお聞きして、びっくりしたことがありましたけれども、今日は、聞きしに勝るという感じですね、琉大ではそんなことはないわけですね、国立大学ではそんなことはない。教員1人当たり、例えば40万というふうに、頭割りですから、それはかなり自由に、研究の目的であれば、自由に執行できるわけです。科学研究費でも、今聞いたような窮屈さはない、費目の移動もできて、県の仕組みが、これは、学問研究というそういう趣旨に理解がないんじゃないかなど。せめて科学研究費並みの弾力性は保障されなければいけないんだろうなど。

これ、25%の使い残しっていうのは、これはひどいなと思いましたがけれども、これは、制度から出てくるやむを得ない面があつて、どこの公立大学でもこんな感じですかね、窮屈さは。

委員C：私、千葉県立で、法人化される前の千葉県立にいましたけど、同じです。補正予算でないと、科目の移動もできない。それから、研究費、これ、9ページに、この小さい冊子の9ページに研究費の内訳がありますけれども、役務費はなかったですね、うちの場合、研究費の中に。

学長：ええ。前はなかったんですけど、それを入れていただいたということは、数年前に。でも、わずかな額、1人1万円ずつですよというような、そういうようなお話だったんです。

委員C：だから、小さな単科大学をつくったばかりの県っていうのは、やっぱり県の方の使い方通りのイメージしかお持ちになってないですよ。なので、こんなことが起きているんじゃないのかなっていうふうに思います。

ものすごく不便でしたけど、法人化に、それを持っていったら、法人化になれば、全部解決しますよという話で。法人化になれば、もう科研とおなじです。もっと自由です。これを、研究費が余ったから、図書費にしましょうもできるし、全然もう自由です。

けれども、なかなかできませんでした。2年間しかいませんでしたけれども、いくら言っても。最初の年にびっくりして、科研費の間接経費もどこに行ったかわからない状況で、で、それを戻してもらうのに、補正予算を組まないと、大学には来ませんというお話で。そういう県のですよね、お金の使い方の、それがあつたんですよ。

大学：そうですね。窮屈ですね、本当に。

委員長：今までは、ほとんどこういう問題っていうのはなかったと思うんです、国立大学の場合にはですね。

委員B：だから、全くないですよ。

委員長：うん、全くないですから、理解できない。

委員C：恐らく、東京で言えば、首都大学とか、そういう大きな公立大学はないと思うのですね、ないと思います。でも、こんな300何十人規模の小さい単科大学しか持ってない県だと、こんなふうになってるのが現状じゃないかなと。

大学：公立大学協会なりの運動も含めてね。

委員C：そういうことです。

委員長：今の点は、やはり恐らく外部評価委員会として指摘することに、どなたもご異論がないと思いますので、その点は、指摘項目の中に入れておきたいと思います。

何だろうと思って、理解できずにいたんですね。この今の、資料A-1-③-Cですか。この残額が。すいません。

それでは、そのほかはいかがでしょうか。議論していると、客観的な問題がどこにあるか浮かび上がってきますので、非常にいいと思います。

大学：森先生、先ほど委員Eのほうから、FDをどうしているかという。ちょっと返事をしないと。

委員長：はい。FD、はい。

大学：FDの活動としては、幾つか種類があると思いますけれども、教員個々で、関連の研究会に参加するというのも一つありますし、学内で、FD委員会が開催する研修会と、今年度、これから、研究報告についての研修会が企画されていますけれども、それを学内で開催することもあります。

それから、あとは、これは大学院のGPの比較と関連があるんですけれども、例えば、シミュレーション教育についての教育方法の学習を、中堅の教員がまず学んで、それを

学内の若手の教員が参加するようなかたちで、その方法を学ぶというふうなことを連続して企画した、これもFDの一環かと思います。

それから、学内で、不定期ですけれども、検討セッションというかたちで、教育方法を、教員が自分の教育方法を紹介するという、ちょっとお昼時間に、50分ぐらいの時間ですけれども、そのときに教育方法を紹介をして、みんなでそれを共有するというふうなこともFDの中に作っております。

委員長：委員E、よろしいですか、今のお答えで。

委員E：はい。いいですよ。

委員長：私のほうでちょっと一つ。戻りますけれども、学位授与機構の評価結果、つまり、薄いほうの基準の7の一番最後に、改善を要する点として、「ハラスメント対策に対する学生の満足度は高いとは言えず、教職員の意識改革を含め、さらなる努力が必要である」というふうにこう書いてありまして、さっき、「ハラスメント対策に満足していない学生はまだ3割程度いるため、教職員の意識改革も含め、さらなる努力が必要である」と。これは、大学のほうの自己評価を基にした、これ、文章だと思うんですけども、このハラスメントということについての現状は、やっぱり3割程度満足してない学生がいるというのは大きいと思うんですけども、この辺についてのお考えはどうですか。

大学：3割の大本のデータがないんですけども、ちょっとそれは、今、データでお示しできないんですけども、さらなる検討、改善が必要というふうに判断したのは、学生のハラスメントの場合には、教育の中で出てくる、特に臨地実習で、実習の中で看護の対象の方やそのスタッフ、あるいは教員も含めてですけれども、実習の中で受けるハラスメントもありますし、それから、学内の教育の中で、学生がハラスメントというふうに感じることもあります。

そういうことについては、ハラスメント防止委員会で、学生の相談を受ける窓口もありますし、それから、カウンセラーの設置もあります。対応できる仕組みはできているのですが、例えば、教員の側が、実習指導の中でどのような対応が学生にとってはハラスメントと取られるかとか、そういうふうなことについては、学生は、定期的に、実習の前にワークショップをしたりして、学習を重ねてきてるんですけども、なかなか教員のほうも、そういう、何ですか、教員自身も学習が必要ではないかというふうなことで、教員を含めたさらに検討が必要というふうに評価をしております。

3割のは、各聞き取りのときに出たもので。

学長：調査をしているので、それに載っているものが。

大学：そうですね。これは、ハラスメントの満足度、在学生と卒業生との両方を聞いてお
りまして、答えた卒業生の時代にはなかった、女性の外部から導入したカウンセラーの
配置、その後は、それ以降のことですので、具体的には、同性のカウンセラーの人が必
要だとか、そういうふうなことも含めての学生の意見だったと思います。

委員長：なるほど。

委員C：私も、この3割ってどうやって調べたのかなと思いましたけれども、潜在的に、
潜在的なものを調べるのは難しいなど。

大学：そうですね。

委員C：でも、調査したんですね。

大学：はい。

委員長：その中身はわからないわけですね。どっかにありました？

大学：はい。ホームページの、厚い102ページの。

委員長：はい。102ページ。

大学：102ページにアンケートを採った結果ですけれども。

委員長：ああ、失礼しました。はい。

大学：学部・別科の全学生、全教員を対象にアンケートを採ったということです。これ
はそうですね。で、その中で、ハラスメント対策についての満足度も聞いておまして、
102ページの下です。それと、あと、教育環境評価（2011年）では、卒業生を含めてハ
ラスメント対策について聞いております。その結果が、満足しているというのが7割と
いう、取りあえず。

委員長：だから、不満足が3割って、それは。

大学：はい、はい。ということで、これは、在学生、卒業生というふうにとくくりにし

ておりまして、この卒業生の中には、先ほど言いましたように、ハラスメント対策が必要というふうの方針を出しまして、やる前に卒業した学生の意見も入ってますので、ちょっと結果が動いてきてるかなというふうに思っております。

委員長：じゃあ、これについては、大学のほうとしては、教育環境評価では、ハラスメント対策に満足している在学生、卒業生は、7割を占めているというふうにお書きになったんですが、機構の評価結果の執筆の中で3割という、それを逆に読んで出てきたわけですね。

大学：はい。

委員長：はいはい、わかりました。

学長：で、やはりそのときにいろいろ、口頭質問のときに、調査のときにいろいろやりとりをしましたがけれども、やはりちょっと調査の方の意識と本学の意識は違ったなと思いました。もう少し真剣にやるべきであって、一生懸命学生に対してはやりましたが、教員に対して、やはりやっていないというところが判定で、今年度に、そのことを、教員を対象にした、そのときに調査の方がおっしゃってたのは、ある調査の〇〇〇、では、教授が言ってはいけない言葉っていうのを全部羅列して、そういうことを言わないようにということまで徹底してなくなってきたっておっしゃいました。

だから、やっぱり、私たちは、仕組みをつくって、学生が訴えられるような環境をつくったので、これでいいじゃないかと言ってましたけれど、そうじゃなくって、仕組みをつくって、一人でも訴えたら、やっぱり問題があるというふうに認識しろというふうに、やっぱり認識の違いというか、甘さということを指摘されましたので、今年度は、それをやっていきたいというふうには思っていますけど。

委員長：調査のときには、責任者との面談だけでなく、一般の教職員、それから、学生、卒業生に対するインタビューもございますね。

大学：はい。

委員長：そういうところで調査チームがいろいろ感じられたことと、この3割という理解は関連しているかもしれませんですね。

いや、私、平成18年のときに、大学評価・学位授与機構の調査チームの一員として参加しまして、そのときに、学生とのインタビューで、学生から、君は、男子学生でしたけど、看護師に向いていないということを面と向かって言われたっていうことを聞き

まして、非常に強い印象を受けたことがあるので、ちょっと思い出したんですけど、ハラスメントというのは非常にデリケートな問題で、そう簡単に問題の所在というのを突き止めることはできないんですけども、相当やはりこれについては、今述べたような女性のカウンセラーを配置されたということもありますけれども、学長さんがおっしゃったように、教員について、少し自覚的に問題の所在を考えてもらうような会が必要かもしれませんですね。

委員C：大変期待します。どんなふうにやったらそれがうまくいくのか。同じ根っこはどこにもあると思いますので、特に実習教育のときには、教員と学生が密接に存在しますよね。接点がすごくたくさんあり、夢中になる、教員が夢中になると、さっきみたいなことを思わず言ってしまい、それが相手にどんなダメージを与えてるか、全然気が付いてないっていうことは、本当に想定されますので、ぜひ、いいFDをお願いしたいと。

学長：今、タイトルだけは決めていて、教員を守るための研修という、やっぱり指導が難しい学生に対して、先ほどおっしゃったように、つい熱が入って踏み込んだ発言をして、学生はなかなか自分を客観的に反省するっていうことがなくて、言われた言葉だけを全部取り上げて訴えるという傾向がありますので、やはり、そういうような学生の心理わかった上で、教員は、具体的にどういう言葉で指導していくかというような演習をやらせたいといふようなことという。

委員長：どの大学も、セクシャルハラスメントを含めて、教員内部で問題の所在を認識し、それを改善するのは、ものすごく難しいですよ。どの大学もそれは抱えている問題だと思います。

じゃあ、その点は、問題の所在を確認いたしまして、そのほか、今、先ほどE委員から、教育の内部質保証につきましてご質問もございましたが、そのほか、基準9の管理運営のところ、教育情報の提供のところ、いろいろまだございます。どうぞ。

委員C：ちょっと簡単なところですけど、7だったと思うんですけども。

委員長：7ですか、はい。

委員C：SPSSや何かが足りないという話がどこかに出てきていましたが、7-1-④、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているかっていうところですね。統計解析ソフトが利用可能なパソコンが少ないとかいうようなことが書いてあるんですが、これは、ちょっとお金で改善できるのかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

大学：これに関しては、もう改善というか、100台 SPSS を買ってるので、その中でちょっと調整をして、図書館のほうに大目に SPSS を、もう既に。

委員C：じゃあ、もう解決済みということ。

大学：十分ではないんですけども、はい、増やしました。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございました。どうぞ。

委員B：36ページの奨学金ですけど、これは、県立大学の場合、どういうふうな仕組みで奨学金の総額というのが決められるのか。これも、いちいち県に予算の請求、その年度ごとに決めるわけですか。平成24年度に、申請者数が46名に減少をしたと。29から67に増えた後、46の、この増減がちょっと厳しい感じがするんですけども、その辺りのご説明を聞きたいんですけど。

委員長：奨学金について、お願いします。

大学：はい。36ページの7-2-⑥の上段の3行についてですけど、これは、授業料免除・減額の申請者数というふうになっておりますので、授業料免除・減額枠を、ある一定の、何ていうんでしょう、該当する基準があって、今のところ該当する基準を満たせば、全員に授業料免除や減額が保障されています。

減っているのは、出しても通らないというか、その基準が・・・、満たしてない人もみんな手を挙げて出すというふうなところから、対象でないのは、もう最初から申請をしないというふうなことで、46に減少してるというふうな、そういうふうなことです。

委員B：この基準作りは、どこがするんですか。

大学：基準は、これは沖縄県が、授業料免除・減額の規定があって、その規定に合わせて額を決めていくっていうふうなことなんですけれども。

委員B：それは、大学がそれを決めるわけじゃなくて。

大学：はい。沖縄県が。

委員B：それとも。総務部辺りが決めるんですか。

大学：総務部っていうか、ごめんなさい。どこが決めてるかわかりませんが、大学が、どこが決めてるんでしょうかね。その基準があつて。

委員B：これは、対象は、芸大と？

大学：看護は入る。

委員B：看護大。

大学：はい。

大学：これは、県の看護婦等の奨学資金というのが、医療政策課のほうに。

大学：授業料減額の話。

大学：失礼しました。授業料の減免については、県の保健の政策課のほうで、そちらから出しました資料で、本人の家族の所得とか、あるいは生活保護を受けているかどうか、そういった書類を出しているわけです。それを、県のほうが、主管課のほうで査定をしまして、基準に満たない者については却下するというかたちで、で、免除される分については、全額免除と半額免除というふうに、そういったかたちでやってます。

こちらは、その査定のための、査定で来る資料をまとめて県のほうに出すというふうなかたちになっています。その審査をするのは、県の主管課のほうです。

委員B：わかりました。

委員C：これについては、今、公大協で、何度も何度も言われてますね、減免増やすように。公立大学は減免が少ないと、減免率が低いということで、それで、多くありがたいことは、高校の減免と同じ基準を用いてるところが多いので、それとは別に考えるようにということで、何か高校ではどんなのが用いてるっていうのが、そのうち私たちのところにも配布されてくるようで、そういうのを見ながら、見直さないといけないなと。そのときには、また、ここは県と相談しなきゃいけないんだなっていうことが今わかりましたけれども。

うちなんかだったら、方針だけでやるんだと思います。そんなようなかたちで、減免は増やすようにっていう国の方針であるっていうことはありますね。

大学：現時点で本学は、決して割合が高いわけではないんですけども、おおむね5%つ

というふうなことで、公立大学並みの割合ではあるというふうな。

委員C：公立大学は5%で、それは国の求めるものからすると、低い。

大学：低いですね。国立は8%なので、いまのところは公立大学の平均値の状況というふうなことでですね。いいと言ってるわけじゃないです。現状です。

委員B：ただ、あれが全てに当てはまるのかとは思いつつ、こんな小さな大学でも、全部おんなじにしなきゃいけないのかなって思いつつ聞いているので、あんまり私も手を付けてないところですけど。

委員E：これも、はっきり要望を出したほうがいいのかもしいないね。

大学：と思います。

委員E：これもはっきりと要望を出したほうが良い。沖縄県は、お金がないわけじゃないですよ。金、相当持ってます。僕は、自然環境保全審議会っていうのをやってるんですけど、地下を掘るのに、1200メートル地下を掘ってガスを調べるんだけど、1基が10億円ですよ。ほとんど使わないものを。こういう穴を掘って、お湯が沸いたんだけど、使い道がないんですね。そういうことをやって、それは前から批判してるんだけどね、そういう産業振興重視的じゃなく、もっと教育を重視して、教育の人材育成にお金を使うべきじゃないかっていうことを。だから、それは、現場からも出していいんじゃないかと思います。

大学：学生の経済面に関して、先ほどの入試とも関連するんですが、離島の学生との話し合いの中で、高校の2年生、3年生の団体で、県外の看護学校とか病院が、奨学金をもう既に約束をして、それで卒業と同時に。

だから、経済的に支援の必要な学生が、そういうふうな道で県外に出ている例もありますので。

委員E：そうですね。それが一番深刻なんだよ、そういう問題がね。はっきり、だから、要望を出していいと思いますよ。

委員D：そうだよ。専門学校、看護学校ね、そこも大体20%近い人が県外に出てるんですよ。それを、ほとんどがもう県外の病院が奨学金をあげて、もう。

委員E：まさにそれだよ。人材流出ね。

委員D：だからですね、学長、私思うに、医師の教育に関しては、かなり沖縄県も、もうふんだんについて言ったら語弊があるけど、私も会長になって、あちこちの会議に行くようになって、それでよくわかりました。もう本当に、余らすぐらいのお金を出しているんですよ。だけど、看護に関しては、縮めているんですよ。

だから、そこをもう少し、私たちがきちっと声を大にして、やっぱり人を育てる、1日では育たないわけですから、こういう人を育てるためには、ぜひこれだけのお金が必要なんだっていう辺りの要求っていうのを、もう少し大きい声で言ってもいいんじゃないかなと思いますよ。

学長：ぜひ今後、そういうお話し合いをさせていただいて。

委員D：学長さんの力を借りて。

委員E：現場から声を出すのが、まず、いいと思いますよね。

委員D：ですよ。

委員E：これが県立でなかったら、県議会に陳情を出すのだけどね、すぐね。県議会に陳情を出すと、文教厚生委員会で議論をするのですよ。だけど、一応、県のシステムなので、現場からまず上のほうに上げていくのがルートでね。それをまずやって、どうしても明かないとき、次のまた方法を考えればいいと思うんだけど。お金がないわけじゃないですよ。使い道です。とっても変な使い方してますからね。

委員長：授業料減免のための原資ということになるのですか、今、先生がおっしゃったのは。

委員E：そうですね。

大学：授業料減免奨学金。

委員長：奨学金で。

委員E：奨学金は、はい。減免措置をもっと広げてほしいと、そういう具体的に項目を掲げて出したほうがいいと思いますね。

大学：奨学資金も、看護師等修学資金も出してはいるんですけども。

委員E：出さないと、不満がないと思うんです。見る必要ないと思うんです。

大学：ですよ。

委員E：県のほうも、だんだん人材が劣化してきてるので、最近ね。もうそういうちゃんと現場の意を酌んで考えるとか、未来のことを考えるとか、ハードよりソフトが大事だとかという発想をあまり持たない、産業振興ですよ、やっぱり。ハード的、発想が。

そういう現場からぜひ声を出して、やっぱり看護とか、そういう、高齢社会の未来のために、とつても一番重要な分野なんだから、人材育成をもっと考えてほしいということで、声を出すべきじゃないでしょうかね。

委員長：ありがとうございました。それでは、研究のほう、それから、地域貢献のほうにも若干時間を割きたいと思っておりますので、もし、この基準10までで、ほかに論点がない場合には、一応、基準についての議論は終わらして、研究のほうに移っていきたいと思っております。さっきから研究のほうがちらちらちら出ているんですけども、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

実は、細かい問題は、恐らく時間がありましたら、相当各委員がお持ちだと思っておりますが、今後の運営についても書かなきゃいけないんですけど、なかなかちょっと一つ一つその細かいものまで取り上げる時間がございませんので、ご指摘いただいた点は、若干メモさせていただいておりますけれども、取りあえず基準10までのディスカッションは、一応、これで終わったということにしまして、選択評価のほうに移りたいと思っております。

これについては、担当の先生は今おられないですけども、いいんですかね。研究のほう。

学長：はい。別の担当教授から。

委員長：先生がやってくれるということで。じゃあ、よろしくお願いします。

大学：よろしくお願いいたします。薄い冊子なので、両方、そこに置いてお願いしたいと思っております。

選択Aの薄いほうですね、結果、評価を受けた資料の7ページをご覧いただきたいと思っております。先ほどから、チクチクと痛い思いをしておりますけれども、まず、選択Aは

研究活動の状況についてというふうなことです。評価結果は、目的の達成状況がおおむね良好であるというふうなことです。先ほど来、委員長もおっしゃっていただきましたけれども、おおむね良好というのは、駄目とは言えないので、こういうふうな表現の仕方をしていると。課題があるというふうなことは書けないので、このような記載の仕方になると、評価の仕方になるという意味は十分に受け止めております。

それと、もう一つ、優れた点から話していきたいと思いますが、午前中から話題になっております島しょ保健看護学の開拓に向けて、全学を挙げて教育研究に取り組んでいるというふうな、そういうふうな評価を受けております。それで、中身がどういうふうな中身なのかというふうなことなんですけれども、私も、全部の詳細を把握しておりませんので、まず、冊子の少し厚いほうの表のほうで、冊子の分でご説明していきたいと思っております。

委員長：はい。何ページになりますか。

大学：はい。それで、まずは、9ページをご覧いただきたいと思っております。まずは、A-1-②-A というふうなことで、学長奨励教育研究費というのが、まず学長が研究費を、ある一定の枠を持って、その範囲内で学長が必要と思われる研究に対して研究費を出すというふうな、申請によって認めていくというふうなことなんですけれども、過去5年間、おおむね3から5~6件、7件、申請をし、2から5~6件、7件が採択をされているというふうな状況です。額にすれば、100万弱から150、200万の間ぐらいというふうなことになります。

教員の学位取得の状況っていうことなんですけれども、博士の学位を持っている者が、取得しているのが17、それから修士の学位が18っていうことで、おおむね教員の8割方以上は、修士または博士の学位を持っているというふうなことになります。で、毎年、1人から3名ぐらいずつ学位を取っているとなります。これは、本学の博士課程にも、あるいは修士課程にも、教員が仕事をしながらそれぞれの教育研究力を上げるための学習を継続しているというふうなことともつながっていきます。

それでは、その次に、13ページをご覧いただきたいと思っております。先ほど話題になったのが、資料のA-1-③-Cというところで、一番上に挙がっておりますけれども、それを見ていただきながら、14ページの表が三つございますけれども、真ん中の表をご覧いただきたいと思っております。これは、研究業績というふうなことで、平成20年から24年までの業績を挙げています。特徴的なものというのが、発表はするけれども、論文にはなかなかつながっていかないというふうなことと、それから、特に23年度には、報告書などとか、24年度について出ていますけれども、51とか、32とか挙がっておりますが、これは、大学院GPですとか、学部GPですとか、いろんな外部資金を獲得して、まだ研究の題材にはしてないのですが、報告書が出ているというふうな、そういうふうなの

が特徴かと思います。いずれにしても、学術論文があまり伸びないとか、そういうふうなことの課題を抱えているところです。

それと、海外の発表というふうなことで、海外に発表をし始めているということでしょうか。演題は、1題から4題ぐらいで推移をしているということです。

それから、科研費のことが随分話題になっておりますが、15ページのA-2-①-Dが、これは、科研費の補助金の申請件数です。うちは、全員のノルマで科研費の申請をするようにというふうなことにはまだなっておりませんので、教員の中で、教員として、やっぱり研究力を上げる一つ的手段として科研費の申請をするという、個人に委ねられておりますので、全員が申請しているわけではありません。従って、7の年もありますけれど、すいません、10から15ぐらいを、推移をしているところです。

それで、採択率が、17ページのA-2-②-Cってというのが、獲得状況っていうふうになります。この5年間でこのような結果です。申請率も芳しくないんですけども、そうかといって採択率がいいわけでもないというふうなことです。

そのほかは、18ページ辺りとか、19ページにかけてのこの表というのは、島しょ保健看護についてのその他のことについて、これだけのことをやりましたと、地域社会に貢献をしましたというふうなことが記載されております。

それで、19ページの下段になりますが、全体の評価としましては、教員個々の研究能力の開発や向上を、組織的に支援する体制を構築しているとかっていうふうなここに書いてあるんですけど、課題の部分を読み上げたいと思います。

20ページになりますけれども、3点、課題として挙げています。「研究支援職員の専門性の充実」というのと、「外部の競争的研究資金の獲得に向けて、科研費の申請件数を倍増するなど、数値目標の設定が必要である。学内研究費の一律配分から、教員の教育研究活動評価を加味した配分や、本学が取り組むべき看護実践上の研究課題への重点配分など、今後さらなる工夫が必要である」というふうな、自己評価をしております。

冊子の細かいほうの12ページをご覧いただきたいと思いますが、優れた点は、先ほどの島しょ保健看護学の話です。さらなる向上が期待される点ということですけど、島しょ保健看護学のみならず、看護学全般にわたって研究成果の質を高めていくと、これは、報告書が多かったということの辺りが影響しているのかなと思うんですけども、発表はするけど、取るのにつながってないとか、そういうふうなことだったかと思います。

改善を要する点として、「科学研究費補助金の申請が一部の教員にとどまっており、また、受託研究等の外部資金の受け入れ実績も少ない」というふうなことで評価を受けているということです。以上です。

委員長：ありがとうございました。比較的小さい規模の大学で、選択のAとBを二つも出すっていうことは、大変な努力ですね。お世辞抜きで、公立大学でも、もう選択は全く出していないところも少なくない中で、やはり相当背伸びをしたことになったかもしれ

ませんが、研究活動についても総括をされ、それから、地域貢献についても総括をされたってということは、それ自体、非常に大きいことだというふうに思っております。

ただ、研究については、いろいろお気付きになる点があるかと思えますし、地域貢献についても、これは、大学評価・学位授与機構のほうで評価をしてくださってるわけですが、お気付きの点があるかと思えますので、どうぞ、選択についてのご意見を自由に述べていただきたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ。

委員C：伺ってもいいですかね。科研費を取らなきゃいけないことは、まあ、誰でも重々わかっているんだろうなというふうに思いますが、科研費、実際問題取れた場合、研究時間はあるんでしょうかということの一つは伺いたいというか、何かを切らないと研究できないぐらいにいろんなことを手掛けていらっしゃるのかな。地域貢献の説明はまだでしたけれども、こちらにも随分、離島にまで行かなきゃいけないというようなところからすれば、相当の時間がかかるので、その辺はどんなふうに考えて研究活動を盛んにしようと思っておられるのか、伺いたいと思えます。

学長：いわゆる時間的に忙しすぎるんじゃないのかということでもありますけれども、大学院ができてGPを取り始めた前と後とにしても、前から少ないんですね。ですから、今いろいろなことをやっているの、できないということではなくて、やはり自分で研究というのを時間をつくってやるという、そういうやっぱり研究者としての態度等のFD等が足りないと思っております。

大変だ大変だただ口で言うだけで、努力をしない。やっぱり出している人たちは、土日も出てきて研究の時間を自分でつくっているのですよね。だけど、土日あまりしない、5時にはきちっと帰るといった人たちが、やはり出してないわけですよ。だから、忙しい人たちがむしろ取っているということです。

委員C：なるほど。そうすると、この自己評価書の13ページのさっきの研究費が余っている表の下ですけれども、科研費の説明会の参加人数がどんどん減っているんですけども、これはどうしたもんだらうと。A-1-③-Dという表ですけれども、20人、15人、9人。

学長：その前が、多分時期が悪かったんだらうと思えます。もう今学期が始まって、実習が始まる時にやるとかですね。ですから、今年は、夏休みに、とにかく早く。

委員C：25年度は増えてる。よかった。

学長：ええ。説明が、文科省の説明があってから説明会をしようとするので、その前から

もうやってくださいと、2回、3回とやってくださいっていうことをお願いしたので、今年は。

委員C：確か8月末ぐらいだったかな。8月末ぐらいに文科省の説明会があって、それを持ってきて、今年の科研はこうですよってという説明をすると、この時期になっちゃう。

学長：ええ。ですから、その前、教員は、やはり8月に自分の時間がつくれてくるので、そっから準備をしなければならないんですよ。9月になれば、実習が始まったり、授業が始まったりしますので、なので、それをちょっと早めて、説明会に早く皆さんが出席できる日を設定してという努力はしました。

委員C：じゃあ、24年度まではこれだけど、25年度は増えて。

学長：26年度ですかね。

委員C：ああ、そうだ、6年度。5年度、6年度は増えてると。

学長：25年度は、やっぱりちょっと遅かったんで、早くするようにと言って増えております。

委員C：わかりました。科研費は、本当にもっと、沖縄の方たちだったら取れるはずというように思えるので、その経験のおありになる方がFDで皆さんに取り方のこつなどをお伝えすれば、ぐっと上がるんじゃないかなというふうに思うので、はい。

少しほかの研究費をすごく取っておられる割には、科研費が少なかったんで、どうしてなのかなというふうに思いましたけれども、理解ができました。ありがとうございます。頑張っていたきたいと。

委員長：どうぞ、はい。

委員B：自己評価のほうのページですが、学内研究費は、一律配分もやっているわけですか。先ほど、随時予算の要求をしなければならないとちょっと聞いたもんですから、一律配分はないのかと思っていたら、要求するものとは別に一律配分は通知してあると。一律配分はお幾らですかね。

大学：職位ごとに教員研究費は決まっています。

委員長：どっかに示したところがありますか。

大学：9 ページの一番下の表に挙がっています。

委員長：これは1人当たり70万円で、教授は70万円ぐらいですか。それから、准教授が58万5000円。講師が50万7000円、助教が24万6000円、助手が21万円ということです。

委員B：これを超える研究をしたい場合には、費目別に予算を請求するということですか。

大学：競争的資金を自分でやっぱり獲得をしていくというふうなことになります。

委員B：25%余るとするのは、この中の25%使い残しがあるんですね。

大学：そういう結果ですね、はい。

委員B：一律配分だったら、すなわち普通旅費としてこの中で使うと。役務費としてこの中から使う、役務費を備品購入費に流用はできないということですか。

大学：はい、そうです。

委員B：それにしても、25%の使い戻しというのは、大きい金額ですね。

大学：個人配分をしているものですから、一番最後までわからないんですよ。どういうふうな。途中でわかることはあるけど、でも、やっぱり使えない。でも、使えない、私、使いませんから、誰か使ってくださいというふうな、そういう流れにはならないので、やっぱり誰が持っているのかは、個人個人はわからない。事務方はわかると思うんですけども。

委員長：普通、口座制的なやり方を続けている学部であれば、誰が余って、誰が足りないかわかるから、みんな相互にいつも言いますよね、これ、使ってくれとか、貸してやるとか言うじゃないですか。

大学：こちらも、予算の、職位ごとに個別に配分があるんですけども、使い方は人によってかなり違いますので、それを計画的に執行できるように、今、年に3回ですか、教員ごとに、どの費目の予算がどれだけ執行残があるというのを、定期的に全教員に使え

るようにして、その中で、例えば、足りない人が、個人交渉をして、その分を借りるといふふうなかたちで執行できるようにしているんですけども。

委員長：けども、なおかつ、やっぱりこれだけ余る。

大学：はい。それが、きっこう時間がタイムリーじゃなかったり、それから、なかなか個人交渉が難しいというか、個人交渉の行動に行く前に、いいやって諦めたりっていふふうなことがあるのかなと思うんですけども、使っていく道自体はあるんですけども、それがあまり機能していないという。

委員長：委員Bさん、いかがですか。

委員B：私は、もっと窮屈なのかと思っていました、先ほどは。これは、これも窮屈ですけども、国立大学時代の、法人化する以前の国立大学に比べても窮屈ですけども、このぐらいの窮屈さだったら、あらかじめ年度初めにわかってるわけですから、25%の使い残しというのは、やはり計画的に研究していないってことじゃないかなと思うんですね。

委員長：さっきは、むしろ県のほうの制度的な規制によって残っているってことであつたんですが、今のご指摘だと、むしろ教員のほうの主体的な問題で残が出てしまう。

大学：それだけではなくて、費目が決まってまして、その費目を超えた流用っていうか、その範囲の中の流用はできないということで、教員間では、例えば、教員間を超えても、その枠を広げたいっていったときには、もうそこで壁にぶつかってしまうっていうようなことがありますので、両方かなと思います。

委員E：何かもう少し勉強して、これ、解決したほうがいいんじゃないかな。何か不勉強な感じがするね。うん。何か制度をもう少しみんな精通して、制度を上手に利用する方法を勉強したほうがいいんじゃないかな。

大学：役務費というふうにあるんですけども、教員の役務費という枠があるんですけども、それは、数年前はなくて、そのときの予算委員長が調査をして、教員の研究費が、必ずしも旅費と備品費と消耗品だけではなくて、翻訳をするためのテープ起こしとか、そういう役務に必要なものがあるというふうなことで、県と交渉をして、この費目の枠を取って、総額として変わらないので、その分、ほかを減らして充てるというような、何かすごく、少しずつ少しずつ。

委員E：使いやすくなったわけね。うん。

大学：使いやすくなった、はい。

学長：報償費も入ってるはずなんですよ。それも新しく入れてもらったんです。でも、期待したほど、私の前任校でかなり報償に使われてて、学生たちのバイトを使ってるんですけど、ほとんど使われない、要求されない状況なので、どうなってるのかなどは、ちょっと思っています。結局、活動の様子が、ほかの大学の経験とちょっと違うものですから、なぜこうなるのかなってというのは、ちょっと思案はして。

委員E：もっと事務局の人の意見を聞いて、擦り合わせる。やっぱり上手な制度の使い方を勉強しながら、事務局の人は知恵をくれるんじゃないかと思うんだよね。知恵を借りてね。

委員長：どうですか。事務局のほうは、今おっしゃったように、教員の方々に知恵を貸したり、アドバイスをしたりすることはやっておられますか。

大学：それは、パイの問題もありますので、あとは、予算科目の中で、制度上、受けられないご相談がある、事務方と一緒にあって、要は、県の持っている予算制度の範囲でできることは、当然、情報提供もアドバイスもするんですけど、やっぱり論点は、いや、旅費の分を報償費に移したいんだっていうのはまかりならんですから、本庁も大学も一緒なので、大体行き着くところはそういうところにたどり着くので。

で、ほかの論点ないかといったら、やっぱりトータルで、その年度の中で、3月末で締めるんで、早い段階の一四半期、二四半期、三四半期でもいいですけど、極論を言うと、毎月末で、本当に使うの？使わないの？っていうのは、事務方ではわからなくて、教員個々の中で真剣に煮詰めてもらう。その上でご相談があれば、どうにか、学内のそういう何とか回し方のパイの中の共有化っていうのができるんですけど、もう年度末で余りましたっていう話は、なかなか教員相互で、教員間の中でないと。

できるところはやらせていただくということになるんですけど、そこは、まあ、教員の皆さんも、年度末にならないと、おれの、私の、なかなか歩みが見えないとか、いろいろ研究のお金使うためにはといるところがあるようですので、なかなかそこは難しい現実もあるんじゃないですかね。

委員長：そうですか。

委員E：でも、今のお話、かなり可能性のある話ですよ、これは。事務方としては、ああいう言い方してるけど、いろいろ相談に乗れる部分がある。もっと早い時期に相談して、円滑に執行できる。彼らだって、円滑に執行されることを一番望んでいるわけだからね。何かやっぱりちょっと工夫がいると思うな。必ずしもマイナスな、ネガティブな意見じゃないですよ、今の意見はね。うん。

委員長：それでは、ほかに、選択評価事項で、Aの研究のところ、あるいは、またほかの、次の地域貢献のところでございますが。

委員E：今さっきの私の発言は、自分のことを棚に上げたなと思ってですね、ちょっと振り返ったら、少し恥ずかしくなりましたけども。

委員長：いえいえ。

委員D：先生、ちょっといい？

委員長：どうぞ、結構です。はい。

委員D：今、12ページのさらなる向上が期待される点の中に、島しょ保健看護学っていうのを、本当に大学を挙げて一生懸命取り組んでいるっていうのはよくわかるんですけど、ここで言われている看護学全般にわたっての研究成果っていうのが、そういうのって、もうやっぱりやっていけないといけないことですよ。そこら辺、ほかの〇〇〇どう考えているかということが一つと、あと一つは、13ページの地域活動なんですけど、もう本当にたくさん、盛りだくさんのことをしてるっていうのを。

大学：Bはこれからなんですか。

学長：Bはこれからです。

委員D：これはいい。

委員長：どうぞ。今言われたのは、さらなる向上が期待される点ということで、研究のほうのところ指摘されているところですよ。島しょ保健学のみならず、看護学全般にわたって研究成果の質を高めていく努力が望まれるというところについてのご発言だったと思いますが、どうぞお続けください。それで。

委員D：いいですかね。地域活動の部分は、たくさん活動しているっていうのはよくわかりますけど、本当に必要な活動なのかどうかって、ちょっと評価も踏まえて、もっと整理してもいいんじゃないかなって、数も、教員も少ないというし、限られた時間の中でっていうのもありますので、今、地域が望んでいる、大学側に望んでいる活動っていうのは何なんだっていう辺りを、もう少し吟味する必要はないかなってことを感じますけど。

委員長：ありがとうございます。で、大学のほうでは、その必要性の一つが、島しょ看護関連であり、もう一つこの大学が立地している与儀地域の地域活動というふうにお捉えになっているようなんですけど、先生、今の委員Dのご意見に対して、お考えがありましたらどうぞ。

大学：はい。時間不足というふうなことの中で地域貢献活動をしていくというふうなことは、ご指示の通りだと思います。研究活動を、結局1人の人間が教育活動をしなきゃいけない、研究活動に、社会貢献、地域貢献をしなきゃいけないっていう中で、どんなバランスを取りながらこの小規模の大学がこれからかじを取っていくかっていうふうなことについては、こっちを上げれば、あっちがへこむというふうなことではいろいろ課題のあるところですよ。

ただ、大学は、ひと昔前と違いまして、研究教育をしとればいいっていうふうなことではなくって、やっぱりちゃんと大学で、地域の中で必要となる大学になれというふうなことで、大学が地域貢献活動をするというふうなことが普通になりつつあるので、その中で、本学がどういうふうな取り組み方をしていくのかっていうふうなことは、現時点では、もしかすると、この報告の中身がばらばらというふうな、こまごまかな、こまごまとしているかに見えるかもしれないんです。

それを、やっぱり一つの固まりにしていってというのが、これから報告をする、この選択Bの地域貢献活動の中で一番話題になる、拠点がなくていうんでしょうかね。専任がない、拠点がなくていうふうなことの中で、パッチワークをしながら進めているので、そのようにつくるのかなというふうには推察ができます。

従って、これを本当に沖縄県にある、あるいは島しょ県にある県立の大学が、どのように地域貢献をしていったらいいのかっていうふうなことについては、随分、学内でも整備をする予定なんですけれども、それは、学外、多様な関係団体との意見も頂きながら、この大学がどのように社会貢献、地域貢献が求められるのかっていうふうなことは、もう少し整理をしておく必要があるのかなとは考えているところです。

委員長：先生、僕、さっき、選択AとBと両方お話しいただいたと思ったんですけど。

大学：Bはまだだったのです。

委員長：Bはまだだったのですね。はい。1のほうに島しょ保健看護学っていうのは二つぐらい出てきたので、それじゃあ、Bについて、さらにおっしゃることがあったら、ちょっと時間がなくなってきたので。

大学：はい。それじゃ簡単にいきたいと思います。同じようにお手元の資料、両方そばに置いてお願いいたします。厚いほうの冊子で、23ページになりますが、読み上げませんが、けれども、本学は、地域貢献をどういうふうに進めたらいいのかっていうふうなことを、平成23年に組織を編成して、学内で、沖縄看護実践開発支援室運営委員会という委員会にして、その委員会を改めるに当たって、じゃあ、これから、うちの大学は、どのように基本方針を持って地域貢献をしたらいいのかというふうなことについての方針を決めました。五つ方針を挙げています。それが、23ページのB-1-①-Bというふうなことになります。読まれると思いますので、ご覧ください。

この基本方針を立てて、大学がやりたいことではなくって、地域の人々が大学にやってもらいたいことは何かというふうなことで、実は、大体とじゃなくって、実習先とか、卒業生とか、同窓会とか、離島町村の看護職とか、保健・医療・福祉・行政担当課長などに対して、ニーズ調査を行いました。そのニーズ調査を行って、その結果、こういうことが必要というふうにニーズが挙がってきたものが、23ページのその下の表になります。

基本事業が四つ挙がりますして、一つ目が、実習先との協働事業、それから、卒業生・修了生、同窓会との協働事業、それから、三つ目が、地域との協働事業、四つ目が、看護職者等ネットワーク推進事業っていうふうな、この四つの基本事業に整理ができました。その基本事業から、右側に、事業名というのがあるんですけども、その基本事業を、もうちょっと正確に言うと、どんなことが求められているのかって、右側のことから、左側に整理をしたというのが正確ですかね、っていうふうなことで、幾つものふうな事業が必要だよなっていうふうなことが挙がりました。

その中に、先ほど、委員長がおっしゃっております、離島だけではなくって、与儀地域との町づくり協働事業っていうのも、3番目の基本事業の(7)のほうに挙げさせていただいて、それについてもちょっと計画的に取り組むというふうなことの整理をいたしました。

そういうふうな基本方針を立て、ニーズ調査をし、ニーズ調査から挙がってきたものから事業を組み立て、そして基本事業とし、それから、何もかも盛りだくさん、本当に挙がってきて、ニーズがあっても、われわれのシーズの問題もありますし、それから、能力とか力量も含めてなんですけれども、それで、優先事業は何かというふうなことでこの委員会で検討し、優先事業を挙げて、手元の細いほうの資料の14ページの中ほど

にあります②に、決定した優先事業というのがあるんですけども、優先事業を6項目挙げて、それで取り組んできたというふうなことになります。

その取り組んできた結果を、15ページ、16ページとずっと挙げて、23年度に組織が改編されて、これ、24年度までの事業を、活動を報告するというふうな種類のものでしたので、いろんなことが途中の段階でというふうなことでの、選択Bの評価を受けるというふうなことになったということです。

それで、全部はしよりますけれども、20ページに、優れた点と、さらなる向上が期待される点というのがありますけれども、一番最後に、やっぱりさらなる向上が期待される点というふうなことの中に、1、島しょ地域における看護職者の資質向上や人材確保につながる地域貢献活動を、今後さらに継続、発展させていく意義は大きく、地域貢献を推進していくための大学附属のセンターをつくる等の取り組みが期待されるというふうな評価を受けています。

実は、本学も、ずっとこのセンター構想については、開学以来、センターが必要だというふうなことで基本計画の中にも挙がっているというふうに向ってまして、検討されたというふうに向ってまして、ただ、そのときに、大学設置が先だというふうなことで、文字にして私は挙がっているのを、実は目にしたことはないんですが、検討の中では、検討されたというふうに向っています。

それから、基本計画の中にも、やっぱり地域貢献、ちゃんと生涯学習をするための拠点となる場所、センターが必要だというふうなことが、開学のときの平成8年の基本計画の中にもうたわれています。従って、そういうふうなことから考え合わせても、今後やっぱり大学が、地域の求める大学になっていくというふうなことを考え合わせますと、拠点をつくるというふうなことと、その拠点を守っていく職員も、ソフト面も配置していくというふうなことは必須なんだろうなというふうに考えているところです。以上です。

委員長：ありがとうございました。それでは、委員のほうでお気付きの点、ご指摘ください。この選択評価事項Bにつきましては、大学評価・学位授与機構の各観点の結びの言葉は、おおむねは一切なく、全て適切であると判断されておりますので、それなりの内容はあると思いますが、また、前回の外部評価委員会の際に、この選択評価Bも、まだ未完成の状態であったんですけども、全体として、そのときの指摘も受け止めていただき、さらなる努力もされて、まとまった報告になっております。どうぞ、続いてお願いします。どうぞ、委員C。

委員C：はい。今、すごく説明を受けて納得しております。非常に理路整然とこの柱を立てて、ニーズ調査に基づいているっていうところが素晴らしいなというふうに思いましたけれども、で、しっかりと優先順位をつけてやっているということです。そのことが、

やっぱり地域にもすごく認められていて、で、広報もいっぱい載っていますし、テレビにも載っていますし、いろんなところにたくさん、沖縄の人たちに知られている状況になっているってということがどっかに載っていたのですけれども、これは、本当に学生募集にとっても、ものすごい宣伝効果になりますね。

本当にこの大学の肝に今なってきたんじゃないのかなというふうに思いまして、それが、どっか一委員会でやってるってどっかに書いてあったんですけど、これが、今の現状は、一委員会でやってるってというふうに書いてありましたけれども、それはとんでもないことで、やっぱりきちっとセンターをつくり、そこでやってるっていうことをみんなに知らせるっていうことが、県にももちろんですし、住民にも知っていただくということは非常に重要で、で、そうすれば、ますますこの活動が活発化してきてという、いい循環が回るんじゃないのかなってというふうに思います。

だから、センター長をしっかりと置いて、もう大学職の一つの役職とするぐらいのセンターが出来上がることを、何とかここでも支援したいなというふうに私は思います。

委員長：ありがとうございました。センター設立を支援したいという、どうぞ。

委員B：そう思います。ただ、講師を准教授にすることさえできないので、このセンターに人を配置してくれるということはなかなか難しいだろうなと思って、つい言いよんどんでおりますけど、私は、C委員のご提言に全く賛成です。私立の小さい沖縄大学が、地域構想センターを置いて、専任職員の中から人を配置してというのを、県は学んでいただきたいと思います。

やはり研究所にしても、こういう地域貢献のセンターにしても、事務職員を配置しないと動かないです。ちゃんとそこに定員が配置されるような、あるいは、人件費予算が確保できるような施策を県に言ったほうがいいと思います。言わんとすることは、小さい私立大学がやっていることを県立大学ができないことはないだろう。やらないといけないうらと、こう思います。

委員長：はい。ありがとうございます。どうぞ。

委員E：大学陣が非常に一步踏み出して、地域との関わりを持とうとして、すごく前向きで素晴らしいと思うんですが、ただ、心配しているのは、大学全体のね、というのは、先生方の意識が、何ていうか、大学の使命としてそこまで踏み出して、自覚していけるだろうかという、ちょっと、新しい時代の大学の姿はこうあるべきだと思うんですけど、いわゆる大学がそこまでやるの？ みたいな意識を持つ人がいないとも言えない。

つまり、そこで、県庁の、行政の部分がかなりあるんですよ、この中にね。だから、本当は、大学と行政とのコラボレーションの部分があるような気がするんだけど、だか

ら、そこを、いわゆる地域センターをつくるという構想を実現する中で、やっぱり行政とコラボレーションしていくような姿勢を、最初から持ちながらやったほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。

大学側も、やっぱり先生方の意識は一樣じゃないと思うし、少しそういうところに懸念があるんだけど、ただ、姿勢としては、沖縄県民が望んでいる看護大学の在り方としては、とても素晴らしい方向付けだと思いますね。

だから、当然、これは県のほうにぶつけて、センターをつくることについての構想を進めなきゃならないんだけど、受益者は県民ですね、これね。ですから、大学が恩恵を受けるかどうかちょっとわからんけど、受益者は明らかに県民なんですけども、そういう意味で、進めていくときに、そういう行政との連携もしながら、県民に普及啓発もしながら、来たるべき時代に向かって、こういうことがどうしても必要であるということ、理解をしてもらいながら、このセンターをつくっていくという作業が必要じゃないかなと。

考え方としては、大変よく、随分ここまで踏み切ったなということで、素晴らしいと思うんですけど。

委員長：ごめんなさい。ちょっと先に注文を出しておられたので、もしあつたらぜひ。

委員D：私思うに、多分に、今、沖縄県の将来ビジョンの中を見たときに、そういう構想っていうのはあんまりないですよ、きっと。だから、今、あちこちセンターっていうのか、今、琉大のシミュレーションセンターが、地域医療再生基金で何十億か掛けて造りました。今、困っているのは運営委員なんですよね。そうすると、それに、月に2000万あまりかな、とにかくお金が掛かるということで、それをどうするかというのをもめている状況があるんですね。

だから、それからすると、きっと、まず実績があつて、その実績を基にして、こういうのが必要だからという要求の仕方をしないと、県は、きっと貧しい財政の中からお金を出すということは難しいかなと。ただ要求すればいいということじゃなくて、だから、そういう辺り、どんなだろう。

つまり、行政は、アウトカムが何なんだっていう辺りをかなり求めると思うんです。それが、ちゃんと説明つくのかどうかですよ。言葉がきれいに並んでいるからいいということではなくて、だから。

ただ、今までの実績でこういう効果を出してます。これは、継続してセンターをつくってもっと広げていきたいっていうような訴え方をしないといけないわけですよ。

委員長：はい。

委員C：その選択はいろいろ教えてもらえるんじゃないかなと思うんですけど。

委員長：どうぞ、学長。

学長：今までは、確かに私たちだけでセンターが欲しい、つくらなければならないということを書いていましたけれども、昨年度から、主管課と一緒に宮城県立のセンターの見学に行った人たち、で、それをつくるためにはどうすべきだっということ、定期的に話をしながら実現に向かって歩み始めている。先ほど平良先生がおっしゃった大学と行政とのコラボレーションというようなところに、一歩前進したかなという手応えをつかんできております。

委員長：ありがとうございました。それでは、大体、この選択評価のBについては、委員の先生のお考え、プラスアルファのお考えを含めて、まとまってきたように思いますし、大学側もそれを受け止めていただきつつあると思います。

そうしますと、最後に、実は、かなりもう改善を要する点、より多くある主な優れた点については、もう議論してきたことばかりなんですが、念のために、恐縮ですが、大学評価・学位授与機構のほうの評価結果報告書のところをご覧いただきまして、その5ページに、認証評価結果の優れた点、主な改善を要する点、全部じゃありませんが、ほぼ抜粋して書いてございます。

それから、また、今ご議論いただきました選択のところでございますが、それについて、この選択評価の結果として、まずAについて、7ページに書いてありますし、それから、同じく7ページに、Bについても優れた点等について書いてあります。

こうした主な優れた点とか、主な改善を要する点の指摘について、もう既にご議論いただいたことばかりなんですけれども、追加しておっしゃることがありましたら、お話しただいて、一応、この認証評価結果をめぐる討論は終わりたいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。追加で。

もうほとんど出ておりまして、優れた点については、島しょ看護関係のものが、関係が非常に多いわけでありまして。それから、テレビ会議システムを利用した遠隔講義につきましても、あるいは大学の使命そのものにつきましても、沖縄県の地理的・文化的な特性に関わるものでありますので、まあ、さっきの選択のところも含めて、ほぼご議論の対象になったことばかりがここにまとめられていると言えらると思いますが、あえて何かプラスアルファでご発言いただくことはございますでしょうか。

もし、ございませんようでしたら、今日出ました論点というのも非常に豊富で、まとめるのがちょっと容易でないので、後で参事の方がテーブル起こしをして整理して下さると思うんですが、一応、私のほうで主な点を列記をしておきたいと思っております。

学長：先生。

委員長：はい。

学長：まとめに関しては、教授会室にほかの教員たちも来ておりますので、そこでお話し
いただいたほうが、よろしいでしょうか。

委員長：そうしましょうか。はい。はいはい。はい、わかりました。あまり皆さんいらっ
しゃると、あらたまってしまうので。教授会室へこれから移動するわけですか、われわ
れが。

学長：はい。よろしく申し上げます。

委員長：それじゃ、実は、このほかに中期目標の問題とか、それから、参事さんのほうで
おまとめいただきました、25年度の年度別の業務実績の問題もございしますが、それもそ
こで。

学長：ええ。ここでは、また中期目標につきましては、たたき台ということで、今日いろ
いろご意見いただいたことを加味して、整理をしていきたいと思ってるんですけど。

委員長：もしそうだったら、ちょっと中期目標について、つまり、それを皆さんの前でお
っしゃるのかと思ってましたので、どうしましょう。それも、皆さんの前でおっしゃい
ますか。

学長：いえ、まだ整理をしてからのほうが混乱しないかなと。

委員長：ここではどうされますか？

学長：話したほうがいいでしょうか。簡単に。

委員長：今、3時15分ですから、4時まで若干ありますので、それじゃあ、先生、すいま
せん、来期中期目標について、せっかくですからお話しください。

学長：はい。

委員長：それで、参事さん、この年次別業務実績報告書のほうは、そのときに関連してお話しになりますか。後でなさいますか。

大学：今回は資料提供というかたちで検討して。

委員長：そうですか。はい、はい。じゃあ、ちょっとまた後で触れます。じゃあ、学長さん、お願いします。今日は、全体 16 時までということなので。

学長：教授の方がもういらっしゃるのかなと思ったんですけど。

委員長：おられる、待っておられるんですか。

学長：待ってはいるとは思いますが。

委員長：ああ、そうですか。

学長：はい。だから、区切りのいいところまで。忍耐力はあると思います。

委員長：じゃあ、そうすると、中期目標については、今は触れないほうがよろしいのでしょうか。われわれとしては、お聞きするチャンスなんで、もし、先生方をお待たせするのがまずければ、何ていいますか、その場で、一言だけでも言ってもらったほうがいいと思うんで、先生としては、もうちょっと整理してからのほうがいいと。

学長：そうですね。学内には、整理したかたちで伝えたいと思います。

委員長：そうですか。はい。わかりました。じゃあ、ちょっと趣旨だけお話しいただいて、先生方にはお待たせして申し訳ないんですが、よろしくをお願いします。

学長：はい。第 1 期という、中期目標というふうにさせていただきました。26 年 4 月 1 日から 7 年間の予定です。これは、なぜ 7 年間かといいますと、認証評価を視野に入れて、そういうふうにしたしました。

それで、中期目標、中期計画の作成と、法人評価、評価を受けるというのは、本学は法人化されていませんので、義務付けられておりません。従って、今まで毎年、年次計画のみでやってきたことが、7 年前の認証評価で、付属図書館の資料……のものが、非常に古くて少ないっていうことを指摘されたにもかかわらず、あと、その後の 3 年間は頑張っ、例えば、教員研究費がこのように使われないで残るので、それをあらか

じめプールして、それで図書を買うとか、そういう努力をしたんですね。

しかし、それが引き継がれないというようなことがありました。それで、これは、いわゆる本学に中・長期目標が定められてないことによるものなので、今回、それを策定することになりました。また、ここに、ちょっと書き落としておりますけど、この中期目標を明らかにしていないために、主管から、大学はどのような方向に向かってやっているかということが理解できないというような話がありましたので、そういう点で、中期目標、中期計画を立てることにして、それに沿って年次計画を立てていくということを、毎年、自己評価、外部評価を行いたいということです。

これによって、まずは、認証評価で指摘された課題を速やかに解決するということと、その優れた点として評価された6点をさらに生かして、高等教育機関として、より適切に発展していこうという思いがあります。

また、もう一つ、本学が県立大学として、その存在意義を示すという必要がございます。従って、平成26年3月に県が策定しました新たな行財政改革プランと、それから、26年の5月に沖縄県がまとめられました、沖縄県21世紀ビジョン実施計画改訂版を基本に、本学の自主的・自律的な大学の運営を構築するために、大学の在り方を検討して、効率的・効果的な大学運営を目指したいと思っております。

そして、沖縄県の看護の教育研究・実践の中核機関として存在感を示していくと同時に、より一層、離島・へき地も視野に入れた、沖縄県民の保健・医療・福祉に貢献するためにこれを定めるということが策定の趣旨です。

あとは、本学の現状と課題を、教育、それから、研究、管理運営、社会貢献という四つの分野で整理をしてあります。それは、今、自己評価に書いた事項とほぼ一緒で、あと、26年に既に歩み出していることをそこに追加しながら、現状と課題を書いて、そして、3ページに、本学のあるべき姿ということで、もう一度、設立の、大学が建ったとき、なぜ建てたかということ、建学の精神というものに基づいて、本学の目指すものを、一応整理をいたしました。

それから、計画の基本的な考え方については、7年間ということで、計画サテイに当たっては、沖縄県の計画をちゃんと押さえて、これまで、あまり沖縄県の施策を、そう強く意識することがなくて、まあ、大学は、文科省を見て、教育の在り方を検討してきましたけれど、県立大学としてふさわしい教育研究活動、地域貢献が実現できるように留意したいというふうに思っております。

中期目標は、教育に関する目標としては、23年度に、先ほども出ましたけれども、大幅に改正しました第1次改定カリキュラムが、今年度、達成年度を迎えますので、保健看護教育というのが本学の売りですので、その視点から、このカリキュラムの成果を評価して、改善をしていきたいというふうに思っています。

何をするかといいますと、教育の質の向上に持続的に取り組むということで、優秀な入学者の確保、厳正な成績評価方法を確立をするということ、そして、グローバルな目

を持つ看護職者ということが、もう設立の当時からうたわれてきていますので、そういう目を持ったゼネラリストの看護職者を養成をしていくということです。

これは、もっと具体的にいいますと、卒業生全員に保健師と看護師、両方の資格を有して、働く場所がどこであろうと、健康の増進、それから、疾病予防、治療までを視野に入れた保健看護が実践できる看護者を養成したいというふうに考えております。そして、21世紀ビジョンで求めています、健康沖縄の長寿推進です。長寿推進、あるいは、子育てセーフネットの充実、それから、健康セーフネットの充実というようなことに貢献していきたいと思って、そのようなことができる人材、看護師等の確保と質向上、それから、離島・へき地医療の充実、離島における定住条件の整備に貢献できる人材を育てたいということです。

グローバルな目を持つということについては、国際的な視野で、そして、地域に根差した看護が、きめ細かな看護ができるということに言い換えられますので、現在行われているハワイ研修の充実を含めて、また、多くの国際交流の機会を学生に与え、科目も工夫を加えて、新しい企画などを考えて充実させていきたいというふうに思っております。

また、平成20年度教育GPで開発いたしました島しょモデル型臨地実習というのは、今後も継続して発展していき、離島で働くことを恐れない自立した看護職者を養成していきたいと思っております。

5ページの大学院教育の充実という点では、やはり21世紀ビジョンの実現に向けてということで、沖縄県の病院事業局、看護協会、それから、自主施設との連携によって、計画的に、沖縄県、修士号を持った実践看護職者を、7年間で35名ぐらい養成をしたいと思っております。それで、あと、残りの7名に関しましては、将来、看護教育研究者として活躍できる人を養成していきたいと思っております。

あと、23年度、文科省で補助事業として開始した島しょにおける包括的専門看護師の養成の教育課程に、5名の学生が入学して現在学んでおります。さらに、平成25年度、事業が終わった後、その発展系として、正規教育課程に、実践島しょ保健看護科目部門を振り入れましたけれども、それを選択している学生が、現在4名おります。彼らが、補助事業の目的である看護職者の役割拡大に貢献できる人材となって、島しょ保健看護の専門的・高度実践看護職者として活躍できるように、在学中、修了後も支援をしていきたいというふうに思っております。

委員長：先生、そしたら、途中なんですけど、あまりにも長く先生方をお待たせしてもいけないので。学長さん、どこかでちょっと、いったん最終的にまとめをして切っていただけますでしょうか。すいません、どうも。

学長：これは、特にまとめはなくて、今、この外部評価委員会で明らかになった本学の目

的と、それから、さらに新しい視点で、そういう中期目標を定めていきたいというふうに考えておりますので、見ていただいて、またご意見があれば頂きたいというふうに思っています。

委員長：どうもありがとうございました。いろいろ前後する指示をいたしまして、申し訳ありませんでした。今、お話しいただいたことが、いわば、これから各年度各年度に立てていかれる目標や計画の前提になりますので、逆に言えば、われわれ外部評価委員会の任務も、これによりましてさらに明らかになるというふうに思っております。ありがとうございました。

また、法人化された場合、地独法の今の規定によりますと、中期目標は、設置者が大学と相談しながら立てる。それから、中期計画は、大学が設置者と相談しながら立てるということでありまして、現在の今のお話ですと、実は、沖縄県のさまざまな最近のプランやビジョンと結び付いたご報告でありますので、そういう将来の新しいこの大学のかたちの上での目標としてもふさわしいかと思ってお伺いいたしました。ありがとうございました。

それでは、ちょっと先生方に待つていただくにしては、そんなにまとまったことが言えないかもしれないんですけども、一応、ちょっと続けさせていただきまして。それでは、外部評価委員の先生、もうしばらくお時間を頂きまして、4時には何とか終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(終 了)